

# 租税教育のための 実施手引き





## 「租税教育のための実施手引き」改訂にあたって

わが国の租税制度は、憲法が定める国民の「納税の義務」を受け、その基本を申告納税制度においています。これは、租税制度における国民主権を表わす民主的な手続きであり、この申告納税制度を支えているのは、国民の租税についての正しい知識と理解であるといっても過言ではありません。この正しい知識と理解を得るために、租税教育は欠かすことの出来ないものであり、昨今の「社会保障と税の一体改革」論議にも見られるように、その関心は幅広い年齢層にわたっています。

平成 23 年度の税制改正大綱にも謳われたように、租税教育の重要性は益々高まってきています。大綱では、小・中・高校生のみならず大学生、社会人にまで租税教育を実施するとし、関係省庁と民間団体が協力して取り組むこととしています。これを受け、平成 23 年 11 月 16 日に「租税教育推進関係省庁等協議会」が発足されました。この協議会は、総務省、文部科学省、国税庁の 3 省庁で協議を行い、連携・協力して「租税教育の充実」に取り組んでいくことを目的としています。租税教育の充実を目指した官民の協力として、税理士など税の専門家による租税教室への講師派遣も要請されています。

税の専門家である税理士は、「税理士業務を通じて納税者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図る」ことを使命としています。そこで東京税理士会（以下、「本会」という。）では、国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、租税教育を国民または納税者への社会貢献事業と位置づけ、平成 15 年 4 月に「租税教育基本要綱」を制定し、この普及に努めてまいりました。現在では、この対象範囲を、小・中・高校生はもちろんのこと専門学校及び大学にも拡げています。また、本会では、租税教育の講師は「租税教育講師養成研修」を受講して講師名簿に登録された会員が行うものとしており、この教材となる「知っておきたい税のはなし」も編集・発行しています。

本手引きは、租税教育実施までの手順と終了後の手続きなどを盛り込み、平成 22 年 6 月に発刊したのですが、今般、より多くの会員諸氏にお役立ていただくよう、講師経験者からの意見・要望及び注意事項を追加し、改訂いたしました。

本手引きにより、会員の租税教育に対する理解と協力が得られ、今後のさらなる普及の一助となれば幸甚に存じます。

平成 24 年 3 月  
東京税理士会  
広報室長 福本光男



## 目 次

はじめに	1
租税教育関係規定	3
・ 租税教育基本要綱	
・ 租税教育運営要領	
・ 租税教育の講師養成及び派遣等に関する実施基準	
・ 租税教育講師登録までの流れ	
・ 租税教室開催までの流れ	
・ 租税教育の講師派遣依頼から結果報告までの手続き	
・ 〈参考〉 日本税理士会連合会・租税教育基本指針	
租税教育のための実施手引き	23
講師心得十箇条	29
支部のシナリオ等紹介（一例）	31
・ 板橋支部	
・ 町田支部	
Q & A	73
参考資料	79
・ 租税教室アンケート（生徒用）	
・ 租税教室アンケート（先生用）	
・ 東京税理士会租税教育講師認定証（参考書式）	
・ 租税教育用テキスト等の紹介	



## はじめに

### 1. 本手引きでいう租税教育の目的

教育とは「人を育てること。人を教えて知能をつけること。」(広辞苑)とあります。

教育基本法第1条は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定しています。

本会では、国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するための施策の一つとして租税教育を実施しています。

日本の納税制度は申告納税制度を採用しており、納税者は租税に関する正しい知識や情報等を取得することが必要ですが、その機会は少ないのが現状です。

租税教育は、本来、学校教育の課程で行うことが前提ですが、現実には、授業時間の確保が難しいと聞いています。また、指導する先生方も自ら申告する必要がないため、税に対する知識が十分とは言えません。

税理士の行う租税教育の目的は、教育基本法に則り、租税について、法律の定めに従って納税の意義・役割・機能・仕組み等の歴史的、客観的な情報を提供し、国民と共に考えることで、租税意識の高揚を図ることにあります。

### 2. 租税教育における税理士の役割

税理士は、税理士業務を通じて納税者の信頼にこたえ、申告納税制度の理念にそって、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

税理士は納税者の代理人として、日頃から納税者に接し、納税者の状況等を理解しています。そして、あるべき税制について主張や提言を行う建議権を持っています。

このことを踏まえると税理士が、租税教育の講師を務め、税とは何か、税の用途や税の役割について指導する適任者であると言えます。

税理士が、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与し、広く国民の信頼に応えていくことは、税理士制度の発展に繋がるもので、社会貢献の一つとして取り組むことは重要です。

### 3. 本会の取り組み

本会は、平成15年4月11日に「租税教育基本要綱」を制定し、この理念を基に、会員が教壇に立つための対象別のテキスト、子供への接し方や話し方などを説明する「講師養成研修会」を実施しています。また、各支部の状況把握のために平成19年度から「租税教育支部代表者会議」を開催して研修の一層の充実と各支部の情報交換を行っています。

この間、租税教育推進協議会に参加し、本会の取組みや各支部の状況、会員からの要望等を発言し、また、国税局の広報広聴官と意見交換会を行い推進に努めています。

今後も本会では、租税教育を関係機関と協力して一層推進していきます。





# 租 稅 教 育 關 係 規 定

# 租税教育基本要綱

平成15年4月11日制定

## 第1 要綱制定の趣旨

租税は公共サービスの費用をまかなう財政の仕組みの一環として、社会生活と切り離すことができない重要な意義を持っている。我が国の納税制度は自主申告を基本とする申告納税制度が採用されているが、この申告納税制度を支えるのは納税者の租税についての正しい知識と理解である。したがって納税者は租税に関する内容、手続等について十分な知識を得、客観的な情報を知る権利を有する。この知識を得、情報を知るには、税務行政機関に対して情報公開等を求め、納税者の知りたい情報を直接的に受ける方法があるが、一方、租税教育をとおして、納税者にとって一般的、共通的、普遍的な租税に関する情報を入手することも重要である。租税教育は本来学校教育の正規の課程で、教科書を用いた適切な授業が行われることが前提であるが、受験科目に入っていないこともあり、必要な授業時間が確保されていないのが現状で、カリキュラムの一層の充実が求められている。

東京税理士会（以下「本会」という。）においても税理士の社会的貢献の一環として租税教育に積極的に取り組むことが望まれる。しかし、租税教育の推進に当たり、租税の意義をどのように捉え、どのような内容をいかに教えるかは最も意を用いなければならないところである。仮に納税の義務だけが一方的に強調されたり、客観的な資料が提供されず誤った理解がもたらされるようなことがあれば、健全な租税意識は醸成されない。

本会が租税教育の実践をするに当たり、統一的に一貫性を持って継続していくために、この趣旨に沿った教材を作成し、共通の認識としての「租税教育の目的」、「税理士の役割」、「租税教育の対象者」等を定めておく必要がある。その趣旨からこの要綱を定めるものである。

## 第2 租税教育の必要性

日本国憲法は第30条で納税の義務を第84条で租税法律主義を謳っている。我が国は租税制度の基本を申告納税制度に置いているが、申告納税制度は納税者が自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。これは租税面での国民主権主義を表すものといわれ、民主的な手続の側面を持つものである。この申告納税制度を支えるものは納税者の租税についての正しい知識と理解である。したがって租税を理解するための十分な教育が行われることが憲法上も要請される。

現在、学校教育における租税教育は、小学生では6年生、中学校では3年生、高等学校では1年生で租税の意義や役割、納税の義務、財政等について学習するが、授業時間数の不足などが指摘されている。

また、一般社会人についても、大多数が源泉徴収と年末調整で課税関係が終了する給与所得者であるため、実質は租税法上申告納税制度の枠組からはずされ、直接納税義務者としての位置付けのない存在になっている。このため租税意識や納税者としての自覚を持ちにくい状況にあると指摘されている。

近年、財政構造改革論議が注目を集める中、国民の税の使途への関心がますます高まっている。租税制度が複雑化し、種々の情報が横溢する状況下で、学校教育においても学校教育以外の分野においても租税教育の重要性、必要性が一段と増している。

### 第3 租税教育の目的

租税教育の目的は教育基本法に則り「平和的な国家及び社会の形成者」として「自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」を目指し、租税について税制の仕組みを知り、役割を理解して、法律の定めに従って納税し、租税立法のあり方等について正しい判断力を持ち、税金の使途を追求することができる国民を育成することにある。「租税の意義」、「租税の役割」、「租税の機能」、「租税の仕組み」等の歴史的、客観的な情報を提供し、国民と共に考え租税意識の高揚を図ることを目的とする。

学校教育における租税教育については十分カリキュラムに反映されるよう推進する。また、一般社会人を対象とする租税教育の実施に当たっては、対象及び事業内容に基づくカリキュラムを作成し、これに基づく教育を実践するとともにその成果が確認できるよう努めるものとする。

### 第4 租税教育における税理士の役割

わが国は納税者の代理人として税理士制度が職業法として確立している数少ない国の一つである。その税務に関する専門家である税理士は、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。したがって、税理士は納税者の代理人として、日頃から広く納税者に接し、納税者の状況、実態を把握し、理解している。もとより租税に関する法令を熟知し、あるべき税制について主張や提言をする専門的能力を有している。これらのことを踏まえれば税理士が、租税教育のテーマである、税とは何か、なぜ税金を納めなければならないのか、税がどのように使われなければならないかなど税の役割について、指導すべき適任者であるということができる。

税理士は租税教育に欠かすことのできない指導者の一員として、教育関係者、行政機関などに租税教育の充実を求め、啓発につとめる社会公共的使命を負っていると言っても過言ではない。また、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与し、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の利便性を高めることが出来れば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展につながるものである。

## 第5 租税教育の対象

### (1) 学校教育における租税教育

学校教育法は小学校教育の目標の一つに「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導く」ことを謳っている。国、地方公共団体の構成員である国民一人一人の社会生活の基本に関わる租税については、租税制度のあり方や仕組みに関する正しい判断力を持ち、使途に十分な監視を怠らない国民を育む教育が重要である。現在学習指導要領において、それぞれ租税教育を実施するよう記述されているが、対象学年、授業時間数とも限られているうえ、それさえも実施されていない学校が多いのが実状である。

本会は関係機関と協議の上、新学習指導要領に盛り込まれた「総合的な学習の時間」を活用し租税教育の推進に努めるものとする。

### (2) 社会人教育における租税教育

教育について「生涯教育」或いは「生涯学習」という概念が普及している。生活との関連において学ぶ、生活の中の教育機能を重視するという観点から、社会人全般を対象とした広い分野での租税教育を行うために関係機関に働きかけ、税理士が専門知識を生かした租税教育の推進に努めるものとする。

## 第6 租税教育の運営

租税教育の運営に当たっては、別途常務理事会において運営要領を定める。

# 租税教育運営要領

平成 15 年 4 月 2 日制 定  
平成 17 年 12 月 26 日一部改正  
平成 18 年 7 月 4 日一部改正  
平成 19 年 4 月 2 日一部改正  
平成 21 年 4 月 24 日一部改正

## 1. 目的

この運営要領は、東京税理士会（以下「本会」という。）の租税教育基本要綱に基づき、租税教育の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 対象

租税教育は、児童、生徒、学生、一般社会人を対象とする。

## 3. 具体的実施方法

実施にあたっては関係者との打合せ、情報交換・資料の用意等事前準備を綿密に行う。

(1) 本会は租税教育の目的を達成するため、次の施策を行う。

- ① 講師の派遣・・・学校教育及び社会人教育における租税教育推進のため、講師を派遣する。
- ② セミナー等の開催・・・学生、教育関係者、一般社会人を対象とした税についての講演会・説明会・セミナー等を開催する。
- ③ 共催事業の企画、立案・・・各部・各委員会或いは関連団体等と連携して租税教育のための事業の企画、立案を行う。
- ④ その他・・・マニュアルの作成、支部への支援等。

(2) 講師の養成・依頼

- ① 本会は租税教育を実施するため講師を養成する。
- ② 講師の養成・依頼等については別途定める。

(3) 教材の使用について

教材の使用については、次の中から選択する。

1. 税理士会及び日本税理士会連合会が作成又は監修したもの
2. 前号に基づき講師が作成したもの

(4) 租税教育の実施

- ① 本会が企画する租税教育に講師を派遣して支部で実施する場合は、次による。  
イ. 講師を派遣する団体は、本会の管轄区域内にある教育機関及び社会人団体とする。

ロ. 広報室長は「講師派遣依頼書」を受理後、すみやかに講師を選任し派遣する。

ハ. 報告書の提出

講師は租税教育終了後すみやかに、講師名その他を記載した「租税教育終了結果報告及び謝金請求書」を広報室長に提出する。

ニ. 講師謝金

講師謝金は本会が負担する。謝金については別途定める。

② 上記①以外の場合は、次による。

イ. 広報室長は、関連部署と検討の上、講師を選任し派遣する。

ロ. 報告書の提出

講師は租税教育終了後すみやかに、講師名その他を記載した「租税教育終了結果報告書」を広報室長に提出する。

ハ. 講師謝金

謝金については別途定める。

#### 4. 要領の改廃

この要領を改廃しようとするときは、常務理事会の承認を得なければならない。

##### 附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 2 日から施行し、租税教育基本要綱が制定された平成 15 年度第 1 回理事会の日(平成 15 年 4 月 11 日)から適用する。

##### 附 則

この改正要領は、平成 17 年 12 月 26 日から施行する。

##### 附 則

この改正要領は、平成 18 年 7 月 4 日から施行する。

##### 附 則

この改正要領は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

##### 附 則

この改正要領は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。

# 租税教育の講師養成及び派遣等に関する実施基準

平成 16 年 12 月 3 日 制定  
平成 17 年 12 月 26 日 一部変更  
平成 18 年 7 月 4 日 一部変更  
平成 18 年 9 月 1 日 一部変更  
平成 19 年 4 月 2 日 一部変更  
平成 20 年 3 月 4 日 一部改正  
平成 21 年 4 月 24 日 一部改正  
平成 22 年 2 月 2 日 一部改正  
平成 22 年 4 月 2 日 一部改正  
平成 23 年 12 月 15 日 一部改正

## 1. 趣 旨

この実施基準は、東京税理士会（以下「本会」という。）が定める「租税教育運営要領」に基づき、本会が実施する租税教育における講師の養成、派遣、謝金等について必要な事項を定める。

## 2. 講師養成の目的

本会が行う租税教育のための講師養成は、本会が定める「租税教育基本要綱」の理念に沿って、税理士の専門的職能を活かし、申告納税制度の維持発展に資する租税教育を実施するにあたり必要な人材を育成することを目的とする。

## 3. 講師希望者の募集

本会は、税理士登録後 1 年以上を経過した会員で、かつ「登録時研修」、「税理士のための法律基礎講座」又は「『租税に関する訴訟の補佐人制度』に係る大学院との提携研修」のいずれかを受講した会員、又は、支部長から推薦のあった会員の中から、本会が実施する租税教育における講師となることを希望する者を本会が直接又は支部を通じて募集する。

## 4. 講師養成のための研修

本会は、講師として登録を希望する者に対して、次の要領により養成研修を実施する。

### (1) 研修内容

- ①対象別テキスト、マニュアル等の内容
- ②子供への接し方・話し方等

③その他租税教育に必要な事項

(2) 研修の実施方法

上記の(1)の研修については広報室が実施する。

5. 講師登録及び名簿の作成

(1) 4の研修を受講した者を、講師名簿に登録する。

(2) 本会は、講師名簿を作成し、管理する。

6. 講師派遣依頼の受付

講師派遣を依頼する者は、「租税教育講師派遣依頼書」（別紙様式①）を提出するものとする。

7. 講師の委嘱

広報室長は、講師派遣の依頼を受けたとき又は本会が主催する租税教育を実施するとき、講師について、講師名簿に登録してある者の中から委嘱する。

支部を通じて講師派遣の依頼があった場合は、「租税教育講師派遣依頼書」に記載されている予定講師を派遣する。

8. 報告書の提出

講師は租税教育講座終了後、速やかに「租税教育終了結果報告及び謝金請求書」（別紙様式②）を広報室長宛に提出しなければならない。なお、支部からの依頼により講師派遣をした場合で、報告書が支部に提出されたときは、支部長は速やかに本会に提出するものとする。

9. 講師謝金等

(1) 講師謝金の額は、同日内の講義の回数に関わらず、1人当たり1日1万2千円（消費税別、源泉所得税込み）とし、「租税教育終了結果報告及び謝金請求書」を受理後、講師の指定する金融機関口座に振り込むものとする。なお、一講義において複数の講師を配置した場合においても、講師謝金の額は増額しないものとする。

(2) 講師謝金は、事前に「租税教育講師派遣依頼書」が提出されているものにつき支払うこととする。

(3) 租税教育を実施した機関又は団体から講師謝金等が支払われ、その金額が1万2千円に満たない場合は、不足分を本会が負担する。

(4) 「租税教育運営要領」の3(4)②に規定される講師謝金の額は、関連部署と協議の上決定し、「租税教育終了結果報告書」（別紙様式③）を受理後、講師の指定する金融機関口座に振り込むものとする。



- (5) 東京都島しょ部で実施する租税教育については、講師謝金のほか、旅費規程に基づく旅費を支給する。

## 10. 実施基準の改廃

この実施基準を改廃するときは、広報室の議を経て常務理事会に報告しなければならない。

### 附 則

この基準は、平成16年12月3日から施行する。

ただし、租税教育の講師の経験がある者で支部長の推薦を受けた者は、3に規定する研修を受講したものと認めることができる。

### 附 則

この改正規定（別紙様式①・②）は、平成17年12月26日から施行する。

### 附 則

この改正規定は、平成18年7月4日から施行する。

### 附 則

この改正規定（別紙様式①）は、平成18年9月1日から施行する。

### 附 則

この改正規定（別紙様式①・②含む）は、平成19年4月2日から施行する。

### 附 則

この改正規定（別紙様式①・②含む）は、平成20年3月4日から施行し、4月1日から適用する。

### 附 則

この改正規定（別紙様式③含む）は、平成21年4月24日から施行する。

### 附 則

1 この改正規定は、平成22年2月2日から施行する。

2 平成21年4月1日に始まる事業年度から当分の間、9（1）に規定する講師謝金に交通費相当2千円を加算して支給する。

### 附 則

この改正規定（別紙様式②含む）は、平成22年4月2日から施行する。

### 附 則

この改正規定は、平成23年12月15日から施行し、平成23年度分の島しょ部への租税教育から適用する。

東京税理士会  
 広報室長 様

(所在地) \_\_\_\_\_

(名称) \_\_\_\_\_

(主催者名) \_\_\_\_\_ 印

### 租 税 教 育 講 師 派 遣 依 頼 書

下記のとおり租税教育を開催致しますので、講師の派遣をお願いします。

記

開催日	平成 年 月 日 ( ) 時 ~ 時 まで		
開催場所	名称		
	所在地		
受講対象者	( 年生)	受講人数	人程度
講義内容			
受講団体	名称		
	所在地		
	担当者	連絡先	Tel
主催者からの講師報酬	有 ・ 無 円		
予定講師	氏名	主任講師	(支部)
		補助	(支部)
		補助	(支部)

- (注) ・ 開催日が複数にわたる場合は、開催日ごとに依頼書を提出して下さい。  
 ・ 受講対象者を具体的に記載して下さい。(例；小学生、中学生、高校生、新入社員教育)  
 ・ 開催内容について概要書がありましたら添付して下さい。  
 ・ 講師に対する報酬がある場合は、備考欄にその旨及び金額を合わせて記載して下さい。

記入例

東京税理士会  
広報室 様

必ず開催日前日までにご提出ください（FAX可）。やむを得ない事情で事前のご提出が難しい場合でも、最低限、開催日と予定講師の記載されたものを一度ご提出ください。事前の提出が全くない場合、講師謝金のお支払いはできませんのでご了承ください。

(様式①)

平成24年 1月16日

(所在地) 渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

(名称) 千駄ヶ谷地区租税教育推進協議会

(主催者名) 事務局長 国税 博 印

依頼元（租推協、学校等。支部主催の場合は支部）の所在地、名称、担当者（責任者）名をお書きください。

租税教育講師派遣依頼書

実際の授業（講義）時間をお書きください（1日複数コマ行う場合は複数段にわけて）。

下記のとおり租税教育を開催致しますので、講師の派遣をお願いします。

記

開催日	平成24年1月23日（月）			14:00時	～	14:45時	～	15:00時	～	15:45時	まで
開催場所	名称	渋谷区立千駄ヶ谷第5小学校									
	所在地	渋谷区千駄ヶ谷5-11-1									
受講対象者	小学生（6年生）				受講人数	30人程度					
講義内容	1. ビデオ放映 2. 税金の種類について 3. 税金の使われ方について 4. 国の予算について										
受講団体	名称	渋谷区立千駄ヶ谷第5小学校 6年1組									
	所在地	渋谷区千駄ヶ谷5-11-1									
	担当者	御苑学先生	連絡先	Tel 03-3356-4461							
主催者からの講師報酬	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 円										
予定講師	氏名	主任講師	東 税 太 郎 （支部）千駄ヶ谷支部								
		補助	東 税 次 郎 （支部）千駄ヶ谷支部								
		補助	東 税 三 郎 （支部）千駄ヶ谷支部								

主催者からの講師報酬があり、その金額が1万2千円に満たない場合は、不足分を本会が負担いたします。[実施基準9(3)]

主任講師が租税教育講師名簿登録者でない場合、本会から講師謝金のお支払いはできませんのでご注意ください。また、補助講師への講師謝金の支払いはありません。

(様式②)  
平成 年 月 日

東京税理士会  
広報室長様

派遣講師氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(支部: \_\_\_\_\_ 登録番号: \_\_\_\_\_)

### 租税教育終了結果報告及び謝金請求書

1	日時	平成 年 月 日 時 ~ 時
2	場所	
3	受講団体名	
4	講義内容 感想 要望等	

上記のとおり租税教育の講師を行いましたので、報告いたします。

【謝金の振込先】 [ ] 内の該当する箇所を○で囲んで下さい。

講師謝金支払 1日当たり 12,000円 (消費税別・源泉所得税込)

振込先 \_\_\_\_\_ [銀行・信用金庫] \_\_\_\_\_ [本店・支店]

[普通・当座] 預金 口座番号 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

預金名義 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

源泉徴収 [不要] ◎税理士法人に所属し、所得税の源泉徴収が不要の方は、「不要」に○して下さい。  
(その場合の振込先は、法人名義の口座になります。)

記入例

東京税理士会  
広報室長様

原則として開催日から10日以内にご提出ください（FAX可）。特に、暦年や年度をまたぐと謝金のお支払いができなくなる場合がございますので、早めのご提出にご協力ください。

平成24年 1月30日 (様式②)

派遣講師氏名 東 税 太 郎 ④

(支部: 千駄ヶ谷 登録番号: 2345678)

租税教育終了結果報告及び謝金請求書

1	日 時	平成24年 1月23日 14時 ~ 16時
2	場 所	渋谷区立千駄ヶ谷第5小学校
3	受講団体名	渋谷区立千駄ヶ谷第5小学校 6年1組
4	講義内容 感想 要望等	<p>【授業時間】</p> <p>5時間目 14:00 ~ 14:45 6時間目 15:00 ~ 15:45</p> <p>【講義内容】</p> <p>1. ビデオ放映 2. 税金の種類について 3. 税金の使い方について 4. 国の予算について</p> <p>【感想】</p> <p>【要望等】</p>

講師謝金の額は、同日内の講義の回数に関わらず、1人当たり1日1万2千円（消費税別、源泉所得税込み）となりますが、派遣講師の従事時間、担当コマ数を集計させていただきたいため、こちらに実際の授業（講義）時間をお書きください。

租税教室を行った感想、本会に対する要望等、ご自由にお書きください。

上記のとおり租税教育の講師を行いましたので、報告いたします。

【謝金の振込先】 [ ] 内の該当する箇所を○で囲んで下さい。

講師謝金支払 1日当たり12,000円（消費税別・源泉所得税込）

振込先 東京税理士 (銀行・信用金庫) 千駄ヶ谷 [本店・支店]

(普通・当座) 預金 口座番号 1234567

(ふりがな) とう ぜい たらう  
預金名義 東 税 太 郎

電 話 03-3356-4468

「口座番号」「預金名義」等、謝金の振込先につきましては、楷書体で正確にご記入ください。

源泉徴収 [ 不要 ] ◎税理士法人に所属し、所得税の源泉徴収が不要の方は、「不要」に○して下さい。  
(その場合の振込先は、法人名義の口座になります。)

平成 年 月 日 (様式③)

東京税理士会  
広報室長様

派遣講師氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(支部: \_\_\_\_\_ 登録番号: \_\_\_\_\_)

### 租税教育終了結果報告書

1	日時	平成 年 月 日 時 ~ 時
2	場所	
3	受講団体名	
4	講義内容 感想 要望等	

上記のとおり租税教育の講師を行いましたので、報告いたします。

平成 年 月 日

東京税理士会  
会長 様

東京税理士会 支部  
支部長 \_\_\_\_\_

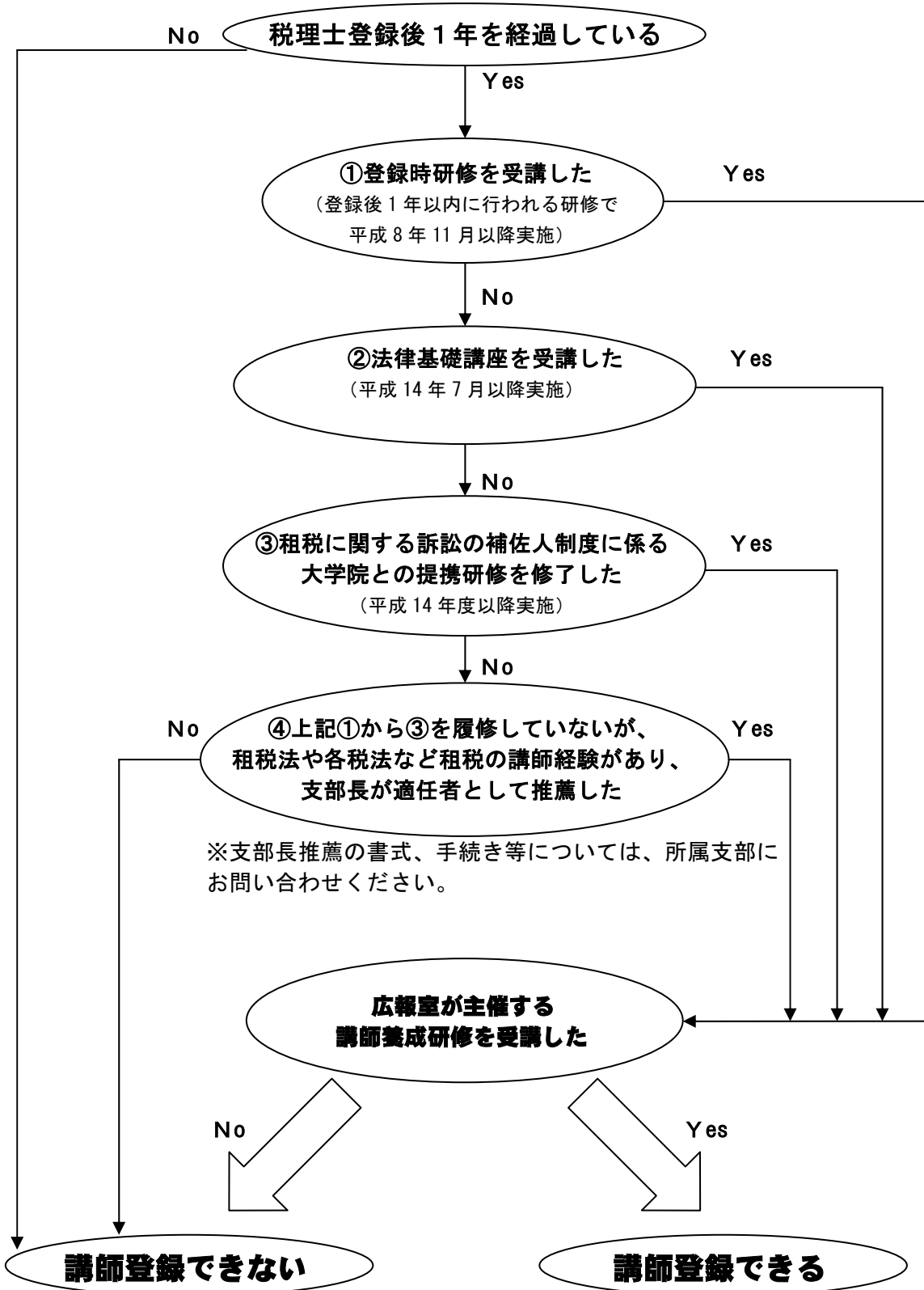
### 租税教育講師適任者推薦について

当支部所属の下記の会員については、「租税教育の講師養成及び派遣等に関する実施基準」に規定する研修を受講していませんが、租税教育の講師経験があり、適任と認められますので、推薦いたします。

記

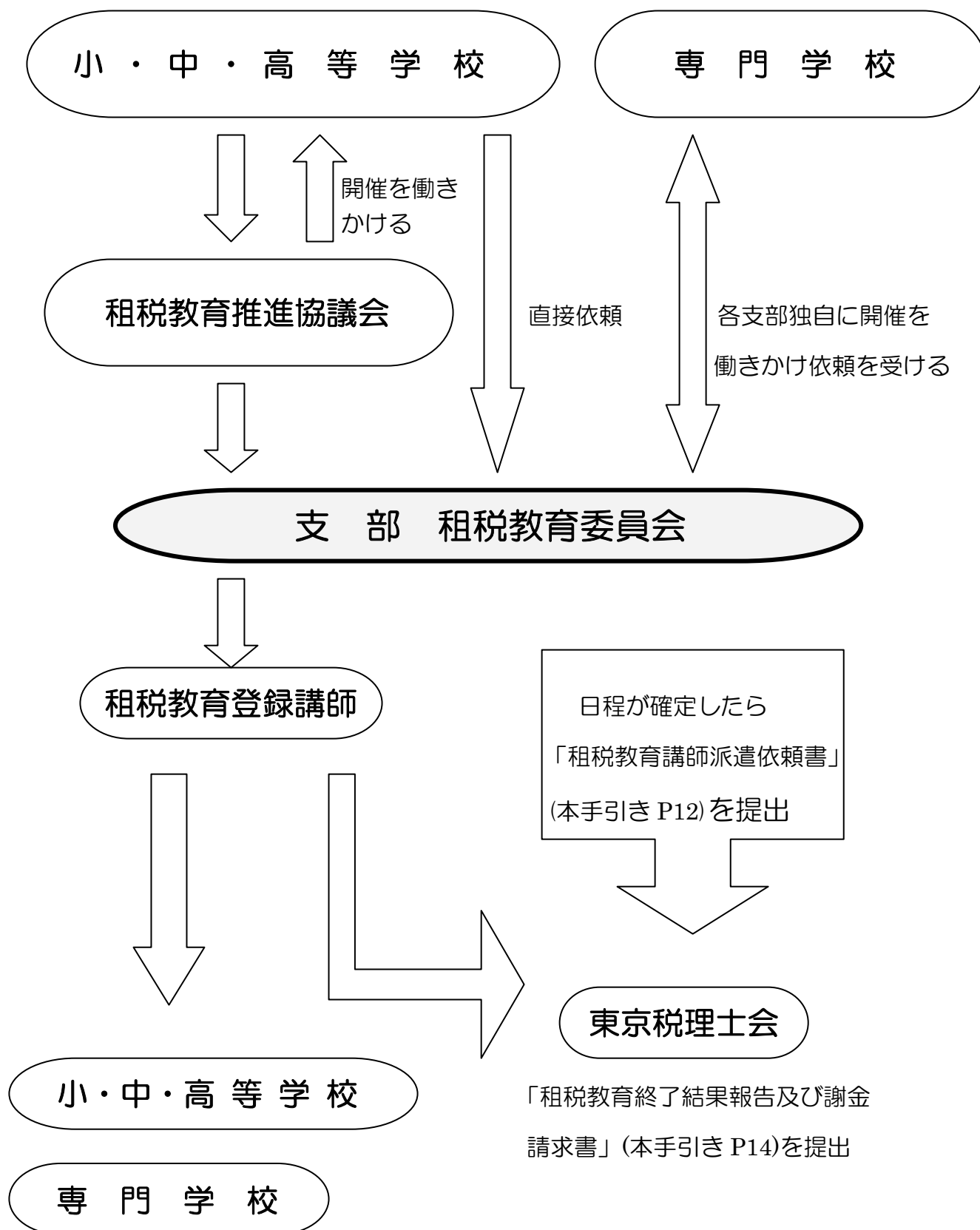
フリガナ			
氏名			
支部名		登録番号	
事務所所在地	〒		
電話番号		Fax番号	
租税に関する講師の概略			

# 租税教育講師登録までの流れ





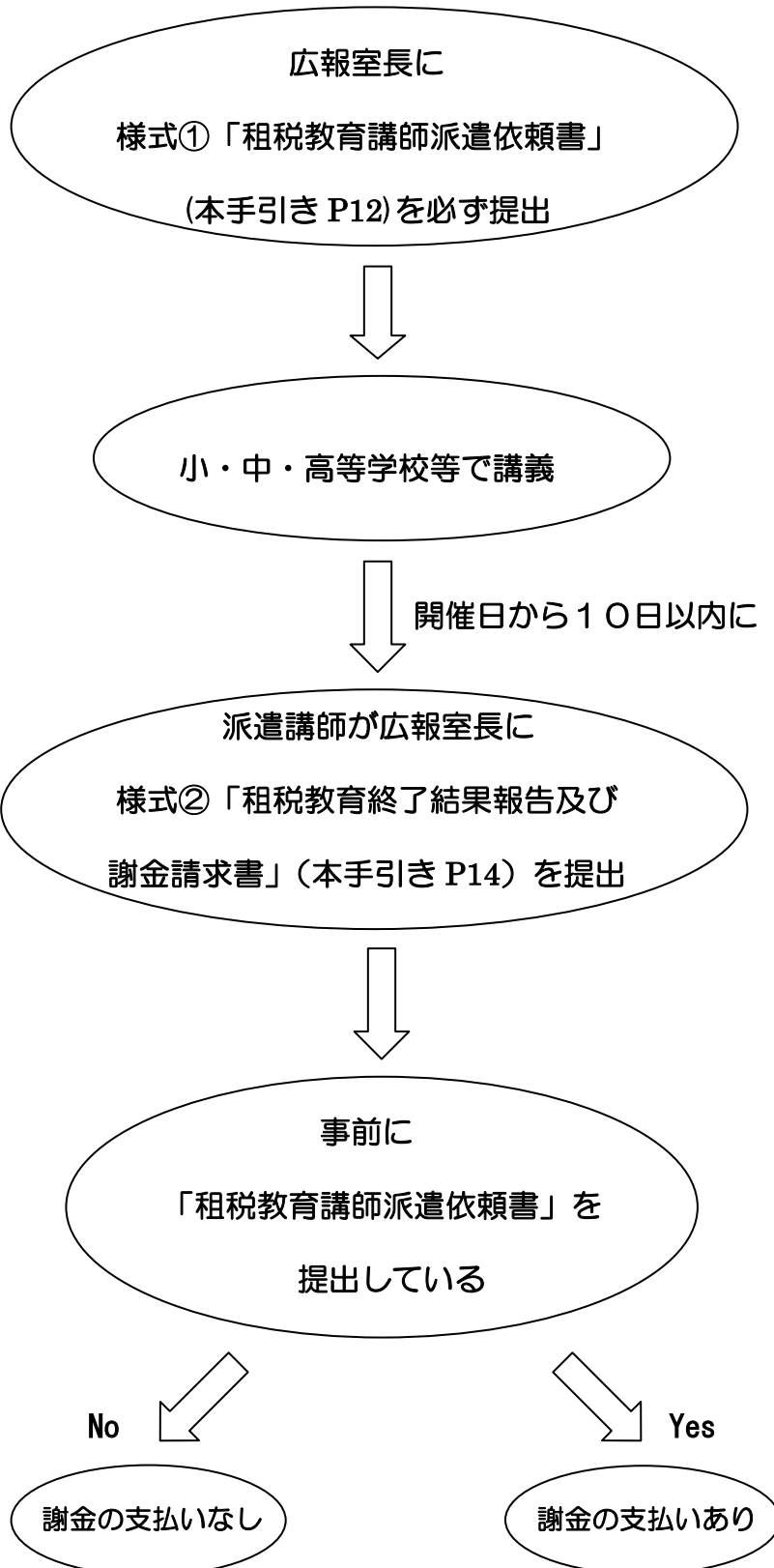
## 租税教室開催までの流れ



\*租税教育推進協議会とは、税に対する正しい知識を児童・生徒に理解されることを推進し、小中学校・PTA・教育委員会・税務署・都税事務所・区市役所・税務関係民間団体等が会員である

# 租税教育の講師派遣依頼から結果報告までの手続き

租税教室開催日の5日前を目途に



# 租税教育基本指針

平成 23 年 4 月 21 日  
制 定  
日本税理士会連合会

## 1 租税教育の目的

日本国憲法は、教育の義務（第 26 条第 2 項）、勤労の義務（第 27 条）、そして第 30 条において納税の義務（国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ）の三大義務を規定している。

我が国の租税制度は、この国民の納税義務を受けて租税の基本を申告納税制度に置いているが、申告納税制度とは納税義務者（以下、「納税者」という。）が自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。これは租税制度における国民主権を表し、民主的な手続きであると言える。この申告納税制度を支えるものは、納税者の租税についての正しい知識と理解である。

租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。効果的な租税教育により納税に対する健全な知識が醸成されれば、民主国家の発展に大きく寄与することとなり、これは教育基本法の教育の目的である「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」ということにも合致するものである。

## 2 租税教育における税理士の役割

税理士法第 1 条では税理士の使命として、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。また、税理士は租税に関する法令を熟知し、あるべき税制について国に対し建議ができる専門的能力を有しており、一方で日常的に広く納税者に接し、納税者の良き理解者でもある。

従って税理士は、租税教育のテーマである税とは何か、なぜ税金を納めなければならないのか、税がどのように使われているかなど、独立した公正な立場で税の役割について指導すべき適任者であると言える。

つまり、税理士は、教育関係者、行政機関などに租税教育の充実を求め、啓発につとめる社会公共的使命を担っていると言っても過言ではなく、また税理士自身が社会貢献の一環として租税教育に積極的に取り組むことの意義を十分自覚しなければならない。またこのことは、無償独占という権利を賦与されていることに対する税理士の義務と考えること

もできよう。

租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながるものである。

### 3 租税教育の対象

税理士が行う租税教育の対象は以下のとおりである。

#### ① 学校教育における租税教育

学校教育法に規定する学校等・・・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び各種学校

※小学校、中学校に偏ることなく、社会に出る直前の高等学校、大学の生徒、学生も対象としバランスのとれた租税教育体系の構築に努めること。

#### ② 小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした租税教育

効果的かつ効率的な租税教育を進めるには、児童、生徒に授業として直接教える立場にある教員等が、より一層税に関する知識を持つことが有効である。教員研修等で税理士を講師とする租税の科目を設けるなどにより、教員自らが税に対する知識を深め教育を行えるよう税理士会が支援する必要がある。

#### ③ 社会人を対象とした租税教育

一般社会人については、その多くが給与所得者であり自らの所得税も年末調整で完了してしまう等、租税意識や納税者としての自覚を持ちにくい状況にある。租税制度が複雑化し、種々の情報が横溢する状況下で、学校教育以外の分野においても租税教育の重要性、必要性が一段と増している。社会人教育について「生涯教育」或いは「生涯学習」という概念が普及している。生活との関連における学習、生活の中の教育機能の重視という観点から、税理士の専門知識を活用した社会人全般を対象とする広い分野での租税教育にも取り組むことが求められている。

### 4 租税教育の運営

税理士会は、租税教育の具体的な運営を行い、日本税理士会連合会は、これを支援する。

### 5 指針の改廃

当指針の改廃については、正副会長会の議を経なければならない。

# 租税教育のための実施手引き

# 租税教育のための実施手引き

## (趣旨)

本会及び本会の支部が各機関、各団体及び各学校等（以下「各学校等」という。）に対し行う租税教育（租税教室を含む、以下同じ。）の円滑な運用を図るため本租税教育のための実施手引き（以下「手引き」という。）を制定する。

## 第1 基本事項

### 1. 制定の基本

本会が定めた租税教育基本要綱（本手引き P4。以下「基本要綱」という。）、租税教育運営要領（本手引き P7。以下「運営要領」という。）、租税教育の講師養成及び派遣等に関する実施基準（本手引き P9。以下「実施基準」という）並びに「日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）における租税教育事業」及び2011年に連合会が作成した「租税教育講義用テキスト2011」に準拠し、本会はこの手引きを制定する。

### 2. 目的

本手引きは、本会及び各支部が租税教育を行う場合における留意点、必要な事項に関し、本会もしくは各支部の対応に関する事項を定める。

### 3. 遵守義務

各支部及び会員は、租税教育の実施にあたり本手引きを遵守するものとする。

## 第2 組織（機関）

### 1. 租税教育委員会

各支部は原則として租税教育を担当する委員会又は窓口となる機関（以下「租税教育委員会」という）を設置する。

### 2. 租税教育推進協議会との連携

各支部の租税教育委員会は所轄税務署に組織される租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）に出来る限り参加するものとする。なお、参加には租推協の準会員等としての参加も含める。

## 第3 留意事項

### 1. 具体的注意事項

- ① 各支部の租税教育委員会は憲法、各税法、税理士法、基本要綱、運営要領、実施基準に従い実施すること。また、各学校は教育基本法、定款、規則などに準拠するものであり、その各諸規定を順守すること。

- ② 過去に実績がある場合など省略できる場合を除いて事前に各学校等との打ち合わせは必ず実施すること。各学校等の地域性、使用する場所・機材の確認、租税教育の受講者（以下「受講者」という。）に対し使用する文言などを確認し、租税教育登録講師（以下「講師」という。）の全員に周知徹底を図ること。
- ③ 各支部の租税教育委員会は本会が行う講師養成研修への会員参加の促進、各学校等に対する事前打ち合わせ、本会への講師派遣依頼の事前届け出、終了結果報告などの租税教育に関する事業を円滑に行うものとする。
- ④ 各支部の租税教育委員会は租税教育の実施にあたり、出来る限り統一された講義内容、図柄などの各種様式であるように会員を指導するものとする。

## 2. 事前届け出

各支部の租税教育委員会は租税教育の実施にあたり、本会へ事前に所定用紙により届け出ること。（実施基準の様式①、本手引き P12）

なお、租推協への届け出も同様とする。

## 3. 事後報告

各支部の租税教育委員会は租税教育が終了した際には所定用紙により終了結果報告を行うこと。（実施基準の様式②、本手引き P14）

なお、租推協への報告も同様とする。

## 第4 講師の要件

### 1. 講師養成研修

- ① 運営要領及び実施基準に定める租税教育講師養成研修の受講者が講師となる。  
（本手引き P18「租税教育講師登録までの流れ」参照）
- ② 各支部の租税教育委員会は実施基準5に準じた講師名簿（本手引き P26）を作成し、講師が支部間で移動した場合には遅滞なく広報室並びに移動先支部の租税教育委員会にその旨通知する。

## 第5 事績報告

各支部の租税教育委員会は毎年度実施した租税教育の事績を取りまとめ毎年3月20日までに広報室に報告する。（本手引き P27）

## 第6 支部代表者会議

各支部の租税教育委員会の代表者は本会が開催する租税教育支部代表者会議に参加するものとする。

## 第7 手引きの改廃

本手引きを改廃しようとするときは、広報室の承認を得なければならない。

## \_\_\_\_\_ 支部租税教育講師名簿

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日現在

登録番号	氏名	登録番号	氏名

注) 講師が支部を転出又は本会を退会した場合には、遅滞なく広報室長にその旨通知すること。本会他支部への転出の場合は、転出先支部の租税教育委員会にも同様に通知すること。



# 平成\_\_年度租税教育事績報告書

支 部 \_\_\_\_\_

開催日	主催者(依頼者)	開催場所	受講団体(対象者)	受講人数	主任講師 (登録番号)	補助講師 (登録番号)	補助講師 (登録番号)	講義時間	備考
例 6月23日	〇〇地区租税教育推進協議会	〇〇小学校	〇〇小学校6年1組	40名	〇〇〇〇〇 (登録番号)	〇〇〇〇〇 (登録番号)	〇〇〇〇〇 (登録番号)	45分	
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		
					(登録番号)	(登録番号)	(登録番号)		



税理士が行う租税教育なので納税教育だけで終わるのでなく租税を理解し

考える力を与え、興味を持たせる授業を心がけて下さい

## 講師心得十箇条

- 一、各学校等とは必ず事前打合せをしましょう  
担任教師名・児童(生徒)数の確認を!
- 二、個人的な思想信条を交えない
- 三、最新データを使いましょう
- 四、言葉使いには充分注意・配慮しましょう!
- 五、授業には遅れずに!
- 六、税理士としてふさわしい服装でバッジを忘れずに
- 七、授業は大きな声でゆっくいと話しましょう
- 八、楽しい授業を心がけましょう
- 九、黒板は丁寧に、書き順を間違わずに書きましょう
- 十、授業が終了したら、  
校長先生、担任教師等にお礼を言いましょう



## 支部のシナリオ等紹介(一例)

板橋支部

町田支部

## 小・中学生向け租税教室シナリオ作成について

本会が租税教育を実践するに当たり、統一的に一貫性を持って継続していくために、共通の認識としての「租税教育の目的」、「税理士の役割」等が「租税教育基本要綱（以下要綱）」に定めてあります。

租税教育の講師をご担当される方は、この「租税教育のための手引き（以下本手引き）」の「要綱」を熟読し十分に理解して租税教育に取り組むようお願いいたします。

## 《学校教育における租税教育についてシナリオ作成の基本的考え方》

小学校、中学校にて開催する租税教室は学校教育です。従って、学習指導要領に沿った教育を行う必要があります。

学習指導要領を要約すると、

- ・租税の意義と役割について考え(理解)させる
  - ・法律の定めに従う納税の義務について考え(理解)させる
  - ・財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる
- となります。

児童生徒に「考えさせる」講義（参加型授業）を実践します。「考えさせ」そのうえで「理解」してもらおう。そんな租税教育を心がけましょう。

## シナリオに盛り込む5つの項目

本手引き要綱（P4～6）の「**第3 租税教育の目的**」の5つの項目をシナリオに盛り込みます。

1. 租税の意義、役割、機能について考え理解させる。
2. 租税の仕組みについて考え理解させる。
3. 法律の定めに従った納税の義務について考え理解させる。
4. 租税法律主義について理解させる。
5. 限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる。

## 「租税の仕組み」について

租税の仕組み⇒税制の仕組み⇒税額計算の仕組みと捉えるのではなく、学校教育における「租税の仕組み」とは、課税の公平、公平な仕組みについて考え(理解)させること、および、法律の定めに従った納税、申告納税制度、租税立法のあり方等に正しい判断力を持つようにその基礎を学習させることです。

垂直的公平⇔水平的公平、応能負担の原則、応益負担などを易しく伝える工夫をしましょう。

そして何より大切なことは、決して納税教育に止まることなく、もっと大きな意義での租税教育を行うことです。

税理士による租税教室を受講した児童生徒たちが、そこで何を学んだのか、その印象が単に「正しい納税をしましょう」というものに止まることなく、「もっと租税について調べてみたい」、租税について関心を持ち、更には、租税を通して社会を考える、その動機付けを次世代を担う彼らに与えるような租税教育を目指しましょう。

【はじめに】

税理士が目指すべき租税教育は、ただ単に「税金は大切です。」「税金を正しく納めましょう」と言う納税教育だけで終わるのではなく、租税を理解し考える力を与え租税に興味を持たせる租税教育です。

以下の中学生向けテキストは、左側がセリフの例であり右側は主旨・解説・具体例で構成されています。

講師の皆様には、右側の主旨等を踏まえて、左側のセリフの例を参考に生徒・児童に分かりやすく伝えられるようこのシナリオを活用していただければ幸いです。

【中学生向けテキスト】

◇ あいさつ

『みなさんこんにちは！これから租税教室をはじめます。』

『みなさんは「税金」について考えたことはありますか？』

『実は私たちは税金と深く関わって暮らしています。皆さんも買い物をすれば消費税を払っていますね。一方で皆さんは税金の恩恵を受けて日々の生活を送っているとも言えます。』

『今日はその税金について一緒に考えていきましょう。』

◇ 自己紹介

『私は東京税理士会〇〇支部に所属して、税理士という仕事をしている●●●●と申します。』

《あいさつ》＝《最初の印象》は大切です。元気にあいさつをすることで生徒たちの目をより授業に向けさせることができます。

税金のイメージを上手く持てていない生徒のため、税金について具体的に説明するなどの工夫をしてもよい。



◇ 税理士の仕事

『税理士はどのような仕事をしているか知っていますか?』

『税金の計算は、税法という法律に基づいて計算します。』

『税法はとても難しいので、税法の専門家である税理士が、依頼者の代わりにその人の税金を計算したり、税金に関する相談に乗ったりします。』

『皆さん、病気になったらお医者さんに相談しますよね。また、勉強がわからなかったら学校の先生に相談しますね。それと同じように税金についてわからなければ税理士に相談する、税理士とはそんな職業です。』

◇ 税務署

『では税務署は知っていますか?』

『税金を集める国の役所で、税理士とは違います。』

◇ テーマ紹介

『今日のテーマは3つ』

1. 税金の役割
2. 税金の種類と仕組み
3. 日本の財政の現状と今後の課題

中学生の進路指導を意識し、税理士という仕事の職業紹介をする。

左下線部分はテーマ2での租税法律主義の説明の伏線になる。

相談例など具体的に例示し、税理士の仕事に興味を持たせるのもよい。

税務署と税理士の違いについて説明する。説明時には税務署で働く事も職業の選択肢の一つというイメージを持たせるよう配慮する。

全体像を示すため、今日のテーマを紹介する。各テーマの内容は『新学習指導要領・生きる力』に準拠するよう考慮しています。

※新学習指導要領・生きる力

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/index.htm) 参照

## テーマ1. 税金の役割

『それでは始めていきます。そこで早速質問です。』

『税金を払いたい人？』

『払いたくない人？』

『では、何故払いたくないのですか??』

『税金がなくなったほうがいいと思っている人もいるかもしれませんね!?では税金がない世界を見てみましょうか?』

『皆さんが暮らしている日本と比べながら見てください。』

### ◇ アナザーワールドVTR

『税金が無い世界はいかがでしたか?』

『税金があることでどのような効果があるのか、つまり税金の役割、必要性について考えられましたか。』

### ◇ 税金の歴史

『ところで税金は、いつ頃からあるか知っていますか?』

テーマ1は、「税とは何か」という本質について考え、租税の意義、役割について理解することにより、税の必要性を認識する

実際の授業では緊張感もあり、ほとんど手はあがらないので続けて次の質問へ。

なるべくたくさんの意見を聞き板書する。板書は後で生徒との会話に生かす。

**★税金について深く考えず、何となく嫌という感情論で意見しているということを気付かせるのが目的。**まとめに向けての布石でもある。

現実と税金の無い仮想世界とを比較し、税金の役割を意識させる。

授業後の感想文・アンケート結果から、ビデオを見た場合の方が理解度が高いため、ビデオを採用している。

租税の歴史に触れ古代より税が続いていること、支配者中心の税制から今日の国民主権による税制への変遷等、目的の変化にも言及し説明する。

『古代エジプトや古代ローマ帝国時代にも兵役や強制労働などといった形で税という考え方がありました。』

『日本でも、弥生時代……（以下略）……その後、時代の移り変わりとともに支配者中心の税制から国民のための税制へと変遷してきました。』

☆ 身近な税金の使途

『税金の役割でもっと身近なことでは皆さんが通う学校にも税金が使われています。』

『1人1年間でどれくらいの税金が使われているでしょう？』

『東京都では年間約140万円の税金が、生徒1人のために使われています。』

『税金があることで、みんなが豊かで安全・安心にいらしていくために必要な公共サービス・公共施設を誰でも、必要なときに利用することができるのですね』

さらに所得再分配など、税の機能についても租税教育推進協議会作成の教材（脚注）の内容を活用するなどして説明する。

租税教育推進協議会作成の教材（脚注）も活用する。

「一人一日当たり6～7千円」や「このクラス全体では…」 「義務教育9年間で…」 など、具体的にイメージできるよう工夫し、自分たちのために税金が使われていることを意識させる。

最初の質問での板書を利用する。

例えば「何に使われているか分からない」⇒「何に使われているか分からないとは言えなくなってきましたね。」

「無駄」⇒「皆さんが今この授業時間を大切にすることが税金を無駄にしないことになりますね。」など…。

『これで税金とは何か、なぜ税金が必要なのか理解できましたね』

## テーマ2. 税金の種類と仕組み

『それでは次に、税金の種類と仕組みについて説明していきたいと思います。まずは税金の種類についてです。』

『皆さんが人生でどのような税金と関わっていくのか考えていきましょう。』

『今皆さんは〇〇歳。買い物に行くと消費税を払っていますね。』

『18歳では…、20歳では…』

『税金の名前を覚えるのも大切ですが、それよりも今日は、皆さんの生活の中でこれだけの種類の税金がある！ということを感じて欲しいです。』

『税金の種類ですが、今、黒板に書いてあるだけでも約10種類あります。では実際には、何種類くらいあると思いますか？』

『主な税金で約50種類あります。』

『何故約50種類もあるのでしょうか？』

テーマの最後には必ず理解確認をして締める。

テーマ2は、沢山の税金の種類があるのは何故か、を問いかけることにより“公平”をキーワードとする税の仕組みと機能について考え、まとめとして租税法律主義について説明し、日本国憲法に定める3大義務の一つとして“納税の義務”にも言及する。

年齢ごとのライフイベントに沿って、年表を作成し、税金の種類を提示。

### ◎ “税金の種類”のポイント

ここでは税金の種類を覚えてもらうのではなく、たくさんの種類があることを印象付ける。

意見を聞きながら年表を作成する。

(図解1参照)

発言をピックアップして板書する。

「たくさん集められる」「大勢の人から集める」  
etc…

『では、こんなにたくさんの税金の種類がある理由を考えるヒントとしてゲームをします。』

◇ ゲーム

『これから行うのは、税金を集めるゲームです』

『まず、クラス全体を国とします。』

『〇〇国』

『次に、総理大臣を決めます。』

『そして、3つのグループに分けて、それぞれの収入金額(50万円、250万円、700万円)を決めます。』

『それでは、〇〇国に必要な予算300万円を税金で集めます。』

『どのように集めるのが良いか議論しましょう』

『より公平に集めるにはどうしたらいいでしょうか?』

『総理大臣と各グループの代表に意見をまとめてもらいます。』

『今回はこの方法で税金を集めることになりました。』

◎ゲーム進行のポイント

【考えさせる】ことに注力し、立場の違いにより公平の考え方も変わるということを体感し、公平について主観的・客観的により深く考えることにより、垂直的公平・水平的公平・応益負担・応能負担などを分かりやすくゲームを通じて実感させる。

(図解2参照)

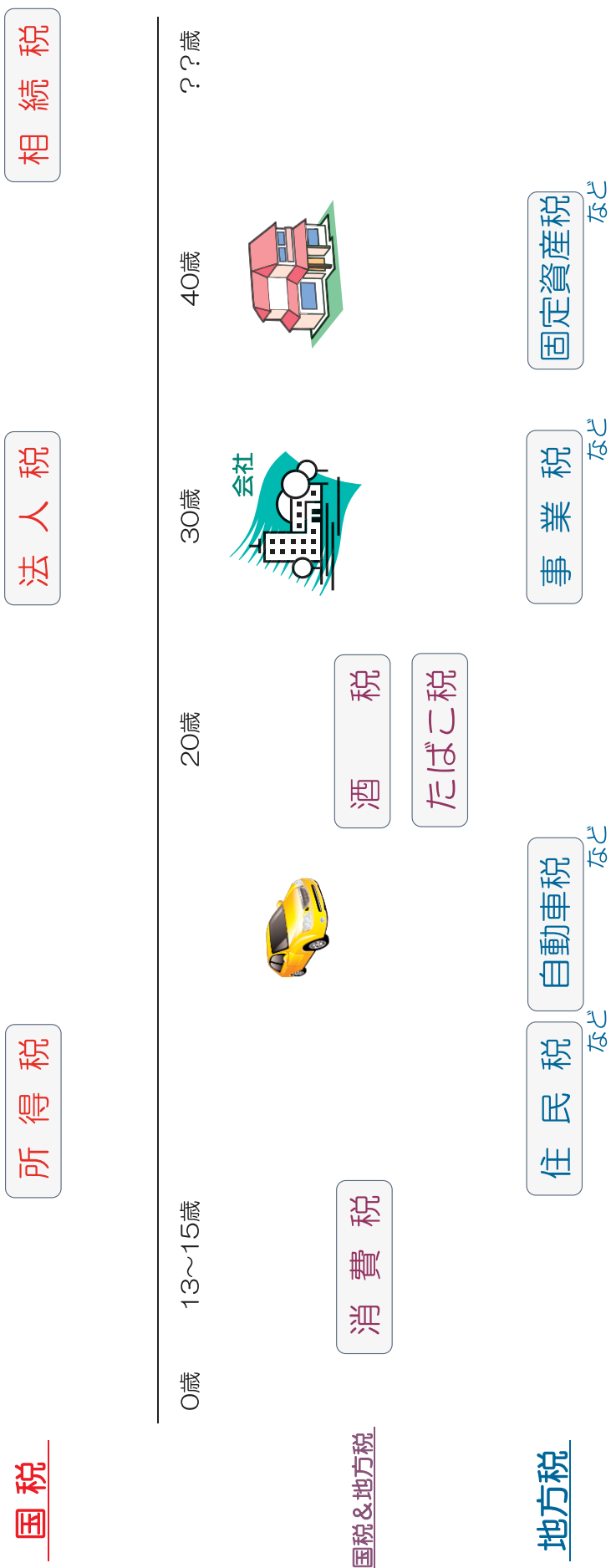
このゲームでは、時間の許す限りなるべく生徒から意見を吸い上げることを意識する。

意見が出ないときは、(図解2)の回答が出るように誘導し、板書を完成させる。

議会政治の考え方を盛り込み、最後に代表者たちで決定させる。

図解2の方法のうち生徒たちが選んだ方法を発表する。まとまらない場合、公平の観点を説明したうえで『累進税率』などを選択させるよう誘導しても良い。

# 板書例(図解1)



板書例(図解2)

	消費税	固定資産税	自動車税	酒税	たばこ税	法人税	所得税	累進税率
	同額	Aだけ	30%					
A	100万	300万	210万	35% →	245万			
B	100万	0	75万	20% →	50万			
C	100万	0	15万	10% →	5万			
計	300万	300万	300万					

『主観的な意見だけでなく、皆さんが公平に感じられるよう客観的に考えることも重要ですね』

『それでは、これでゲームを終わります。』

☆ 50種類もの税金がある理由

『さて、今のゲームは何を考えるためのヒントだったでしょう？』

『なぜたくさん税金の種類があるのかを考えるヒントとしてのゲームでしたね。』

『では、なぜヒントになるのか説明します。』

『まず、この図にある100万円ずつ同額の集め方は…そう、消費税の考え方ですね。』

『この集め方も平等ということで、ある意味公平ですが、すべての人が公平だと感じるでしょうか？』

『一番お金を持っているグループからだけ集めるのは、実は固定資産税等の考え方です。』

『30%ずつ集める方法は、法人税の考え方です。』

『累進税率の集め方は、所得税の考え方です。』

(図解2)の該当欄に消費税のパネルを貼る。  
以下同じ。

固定資産税、自動車税、酒税、たばこ税のパネルを貼る。

法人税のパネルを貼る。

所得税のパネルを貼る。



『これらの集め方は全てある意味公平ですよ。ただ、1種類だけの集め方に限定してしまうとより多くの方が公平だと感じるのは難しいのです。』

『そこで約50種類の税金を組み合わせることにより立場や意見の違いを調整するよう工夫をしています。』

『皆さん、なぜ約50種類もあるか理解出来ましたか？』

ここで一度理解確認をする。

◇ 税金は誰が決めるか？

『これまで税金のお話をしてきました。では、この税金、一体誰が決めているのでしょうか！？』

『さっきのゲームでは総理大臣と各グループの代表が会議をして決めました。』

『最初に税理士の仕事についてお話をしたときに、税金は税法という法律で決っていると言いました。』

冒頭での税理士の仕事についての話で、税金は税法で決まっていると説明したことをここで活用する。

『では法律は？』

『法律は、国会で国会議員の多数決で決まります。』

『そして、国会議員は選挙で選ばれた国民の代表です。』

『国民の代表である国会議員が税金のルールである税法を決めたということは、つまり税金は国民みんなが決めたルールということですよ。』

◇ 三大義務

『さて、法律と言うと皆さんも習った“日本国憲法”その中で定められている国民の三大義務、何かわかりますか？』

『教育、勤労、納税』

『税金を払うことを正式には税金を納める、納税といいます。』

『納税の義務には“国民”の前に“すべて”という言葉がありません。』

『このことは、税金が根拠もなく無理やり徴収されるものではなく、国民はそれぞれの力に応じてその責任を果たすことが求められているという意味を含んでいます。』

『皆さんが生活しているこの日本では納税について憲法という最も基本となる法律で定めているのです。』

『もちろん憲法も法律ですから、正式な手続きを経て、将来皆さんが変えていくことも可能です。』

国民主権と租税法律主義についても説明し、更に法律をキーワードに国民の三大義務にも言及する。

社会科で学習済みの場合、正解が得られるケースが多いが、三大原則と誤るケースも多いので、その場合にも生徒の意見を尊重しながら答えを導く。

税金に関心を持ち、税金は自分たちが考え、決めることができる、決めていくべきものだと認識させることが目的。

『税金の種類と仕組み、税金は誰が決めているのかについて、理解できましたね。』

### テーマ3. 日本の財政の現状と今後の課題

#### ◇ 日本の財政

『財政…少し難しい言葉ですね。』

『財政とは国や地方公共団体がお金を集めたり使ったりする活動とその管理のことを言います。』

『では実際に日本の財政の現状を見てみましょう。』

『今、日本は税金で集めるお金より使うお金が多いために、借金がどんどん増えています。』

『そして少子高齢化による働く世代の人口減少で税金は将来ますます集まりにくくなるかもしれないと言われています。』

『一方で、社会保障費の増加などで、税金は現在よりもさらに多く必要となっていくでしょう。』

テーマ1の終わり同様、テーマの最後には必ず理解確認をして締める。

テーマ3は、『日本の財政の現状』について考え、財政赤字・少子高齢化等の現在の日本が抱える課題に触れながら、民主主義・国民主権の見地から租税立法のあり方及び税金の用途等について関心を抱き、正しい判断力を持てる国民として成長できるよう、生徒たちが自ら考えるきっかけ作りを目的とする

租税教育推進協議会作成の教材(脚注)を活用し、財政問題を説明する。

将来について悲観的にさせるのではなく、あくまで現状の説明となるよう心がける。

『どうしたらいいでしょうか？』

『お金が足りない場合の解決方法は2つあります。』

- ① もっとたくさんお金を集める。つまり増税。
- ② 使うお金を減らす。無駄遣いをしない努力。

多くの場合①が先に挙がるので『それだけで良いのですか！？』などと確認するのも効果的。

◇ まとめ

『実際に国会では①と②についてたくさんの議論がされています。』

ここでタイムリーな話をはさむとイメージがしやすい。

- ① 消費税の増税について等
- ② 政策仕分け等

『皆さんはどちらが正しい解決方法だと思いますか？』

『この議論においては、どちらか一方だけが正しい解決方法ではなく、2つの方法のバランスをとることが大切なのではないでしょうか？』

『足りないから増税する、だけではなく無駄をなくす工夫と努力も必要です。』

『無駄をなくす工夫としては、皆さんにも今すぐ出来ることがあります。』

『例えば食事を残さなければゴミが減って、税金が使われているゴミ処理費用を減らすことができますよね。』

『税金はみんなで決めるルールです。将来、皆さんが決めていくことができます。』

『ですので、税金について納税のことばかりではなく、税金の使いみちにも関心を持つこと。』

『税金をより公平に集めて、限られた大切な財源をきちんと考えて有効に使うために何をすべきか考えること。』

『これが、日本の国民として、私達大人も、そして皆さんにも一緒に考えてもらうべき課題なのです。』

『では最後に質問！ みんなで決めたルールでなるべく公平に集めて、本当に必要なことの為に使うなら、税金を納めようと思えた人？』

『ありがとうございます。ただ、今手を挙げてもらったのは、皆さんに税金を納めよう！ と思ってもらったことだけが目的ではありません。』

◎最後の理解確認

最初の質問に呼応する質問であり、ここでは多くの生徒の手が挙がることほとんどであるが、《手が挙がる》＝《税金を納めましょう》という意味の結びではない。

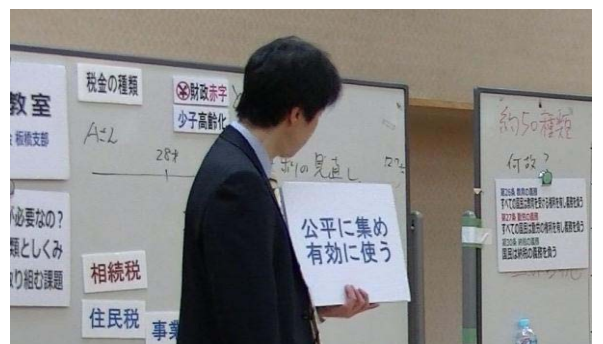
『本当の目的は、この授業の初めに抱いていた感情だけの税に対するイメージが、この租税教室を通じて基礎的な知識を得たことによって、皆さん自身の認識が変化していることに気付いて欲しかったのです。今のこの気持ちを大切に、これからも税金に対して興味関心を抱き、自分自身で税金のことを調べたりして更に知識を増やしていただければとても嬉しいです。』

『これからの日本を支えていくのは皆さんなのです！皆さんが大人になった時に、今よりも、もっと素敵な日本にするために自分たちがどうすればいいのか？今回の租税教室を考えるきっかけにしていただければ幸いです。』

『これで租税教室を終わります。  
ありがとうございました。』

最初は感情論でなんとなく嫌だった税金について、基礎的な知識を得たことにより、自分自身の心境が変化したことに気付いてもらい、興味関心を抱くきっかけ作りが目的である。

単に「税金を納めましょう」という納税教育だけで終わるのではなく、租税の意義・役割・公平な仕組み・租税法主義などの基礎知識を伝えることによって、租税に興味・関心を抱いてもらい、租税について深く考え理解する力を育み、租税教育を通じて、子供達一人一人が社会全体のことを考え、租税立法のあり方や税金の用途について正しい判断力をもつ国民に成長してもらうことが真の目的である。



# 《児童の感想文より》

先日はおもしろい中来て  
 いただいた、ありがとうございます  
 ました。  
 くだん学ばない税金の種類や  
 使われ方など税金について  
 いろいろ学べてよかったです。  
 ほかにもゲームなどをして  
 分かりやすく、楽しく学べて  
 とてもよかったです。  
 この授業を受ける前は  
 税金のしくみなどがよく  
 わからなかったけれど、授業を  
 受けてなぜ税金があるのか  
 税金のしくみなどが分かりまし  
 た。  
 また今度税金についてもっと  
 くわしく調べてみようと思いま  
 した。

先日は税金について色々教えてくれて  
 ありがとうございます。  
 税金の種類が50種類もあると知って  
 最初はびっくりしたけど、公平に負担す  
 るために必要なんだな、と納得しま  
 した。  
 ゲームもすごく分かりやすくて、とても乗  
 りかたです。  
 公平な税金の集め方が色々あってよく分  
 かりました。  
 楽しく分かりやすく教えてくれて、本当にありが  
 とございました。  
 私か思っていた税金のイメージが少し変わ  
 りました。  
 ありがとうございました。

今回は税金についてくわしく教え  
 ていただきありがとうございます。  
 今まで税金がどういうものかあま  
 り知らなかったし、何で納めるのかも  
 知りませんでした。けど、今回いろい  
 ろな説明を聞いて、良く分かりました。  
 税金の種類が50種類もあって、その  
 理由がまたよらないように公平に不  
 担するためという事も初めて知り  
 ました。税金にそんな理由があったん  
 だと思いました。他にも、ビデオを  
 見たり、参加型のゲームをしたりする  
 と分かりやすかったです。  
 今回は租税教室をしていただいて本  
 当にありがとうございます。

先日は税金の事をくわしく教えてくだ  
 さってありがとうございます。  
 私は税金の事をよく知らなかったの  
 で、とてもいい勉強になりました。  
 税金は約50種類もあると思いません  
 でした。そしてその理由を聞くことな  
 り、とても  
 なる事ができました。  
 今、税金不足だと聞いたので、どうす  
 るか、と考えています。  
 ん、税金をどうするか、税金がなかったら今は無い  
 ので、税金は大切だと思いました。  
 この勉強を生かして、知らない事を  
 知ってきたいと思っています。



## 町田支部

### 租税教室アウトライン

#### 1. 自己紹介

『税理士』と黒板に書く。  
机の上をきれいにしてもらう。

#### 2. 言葉の贈り物

「私たちが主人公」「思いやり」

この2つの言葉を板書する。その際に子ども達には「何て書いてある？みんなで一緒に読んでみよう。せーの・・・」と大きな声で読んでもらう。

税金とこれらの言葉がどのようなつながりを持っているか、それをみんなで一緒に考えてみよう、と授業をスタートさせる。

#### 3. 税の使われ方

普段、私たちはいろいろなものを必要としていて、それらを手に入れる(買う)ためにはお金がかかるので、その為に収入を得て、必要なものを揃えて私たちは生活をしていることを意識させる。

「私たちは生活をしているといろいろなものを必要とします。

例えば・・・みんな、今、何を着てるの？

そうだね、服を着てるね。私たちは出かけるためには、服を着ます。

じゃ、その服どうしたの？そうだね、買って来たんだね。

じゃ、買うためには何が必要？そうだね、お金が必要だね。

じゃ、そのお金どうするの？そうだね、働いて収入を得て、それで私たちは生活に必要なものを揃えているんだね」

と問答を繰り返しながら、話を深めていく。

「でも、何でもかんでも買ってこなければならぬかということ、そうではないようです。実は、私たちが普段から大変お世話になっていたり、使っていたり、手に入れたりしているものの中には、お金を払ってないものがあるんです。どんなものがあるかわかる？」

と生徒からの意見を引き出す。出ない場合は・・・

「そうだね～、例えばね、それはみんなの鞆の中にあるよ。机の中にある人もいる

## 町田支部

かな。カバンを開けてごらん。机の中を見てごらん。何がある？そうだね、教科書です。それ、どうしたの？もらったでしょ。お金払ってないよね・・・」

とまずは教科書を引き合いに出して、さらに意見を引き出していく。

学校・公園・警察・消防署・道路・・・(板書する)

「これらに共通することって何だかわかる？(意見が出れば、聞く)」

みんなで使うものであること。私たちの生活を支えてくれているものであること。とてもお金がかかるものであること。

(子ども達がノってこないようであれば、この辺で学費の話をする)

「これらに使われているのが『税金』なんです。『税金』は私たちの健康で文化的で豊かで安心して暮らせる社会を支えるとても大切な役割を果たしています」

と伝える。

### 4. 税金の集め方

「じゃ、ここでみんなと考えてみたいことがあります。税金を使うためにはどこから集めてこないといけないよね。どこから集めて来るんだと思う？誰が負担しているんだと思う？誰？そうだね、実は私たちみんなから集めているんだね。皆さんも税金、負担してますよ。どんな税金負担しているか、わかる？そうだね、消費税だね。何%？そう、よく知ってるね。5%ですね」

税の話は消費税からがしやすいので、まずはそこから入る。

「じゃ、他にどんな税金があるか、知ってる人はおじさんに教えて下さい。何とか税とかいう言葉、聞いたことないかな？」

出してもらったものを板書する。

「いろいろと税金を出してもらったけど、これはね、こういう風に覚えて下さい。『税金にはいろいろな集め方があるんだな。そして、その集め方ごとに名前が付いているんだな』と考えてもらえればいいです。例えばね・・・」

とって、消費税と所得税について簡単に説明する。

「そうですね。税金にはいろいろな集め方があって、集め方ごとに名前が付いているんです。皆さんはこれから大きくなっていくともっといろいろな税金に触れる

## 町田支部

ことになると思います。そのときにね、『あ、これはどんな集め方をする税金なんだろう?』って、考えてもらえればいいと思います。それでね、もし、興味があったら、調べてみるといいでしょう」

「さて、ここで皆さんはとても大切なことを勉強しました。それはね、『税金はみんなから集めて、みんなのために使われている』ということです。税金とはそういう仕組みを持っているんですね」

### 5. 公平に集める(ゲーム)

「今、皆さんに税金を集めるという話をしました。そこで、これからね、皆さんと一緒に税金をどうやって集めたらいいのか、考えてみたいと思います」

こども達を班ごとに分ける。

「先生の名前、教えてくれる?なんて言うの?(先生の名前を聞く)では、このクラスを××(先生の名前)国と名付けましょう。皆さんはその国の国民です」

#### (1) 同額を集める

6つのグループに分けて(グループ数が違ってても、無理矢理6つに)

全てのグループの収入を100万円とする。

みんなのために使う税金を180万円あつめる。

なるべく皆から「公平に集めたい」という。

「さて、幾らずつ集めればいいでしょう?」と聞くと・・・

すぐに30万円ずつという話が出る。(わり算が簡単だから)

収入が同額なので、同額を集めるのが「公平」という考え方からスタートする。

次に、黒板に100万円と30万円と書いて、

「30万円は100万円の何%かわかる?」

と聞いて、30%という答えを引き出し、

ここで、「これを『税率』というんだよ。消費税は5%だったね」と説明してしまう。

(あとの話がラクになるので税率という概念をここで出してしまおう)

## 町田支部

### (2) 同率で集める

次に実際には収入に格差があることを話し、それぞれの班の収入を決め、(上から下へ発表した方が盛り上がるか?)同じように180万円集めたいという。

	収入	税率	税額
1班	250万円	30%	75万円
2班	150万円	30%	45万円
3班	100万円	30%	30万円
4班	50万円	30%	15万円
5班	30万円	30%	9万円
6班	20万円	30%	6万円
			180万円

「前と同じように30万円ずつでいいかな?6班の人は払えないよね。どうしよう?」と問いかけをして、考えてもらう。

「税率」の話をしているので、「率で集める」という話が出れば、それを引っ張って、上記のような形を見せる。

「これって、公平かな?」と生徒の意見を聞いてみる。

もし、ここで「たくさんもらっている人がたくさん払う」という話が出たら、同率にこだわらず、次の累進課税の話に移ってもよい。

### (3) 累進課税

※ (2)において同率で集めるという話が出た場合

「実はね、この国では生活をしていくのに最低でも20万円必要なんだ。するとどうだろう?皆、生活できそうかな?おや、6班の人はどうだろう・・・」と同率で税金を集めては暮らせない人もいと話を導き、「たくさんもらっている人がたくさん払うといい」という意見を導く。

最終的には「じゃ、率を変えてみようか?」と、こちらから話しだしてもいい。

	収入	税率	税額
1班	250万円	40%	100万円
2班	150万円	35%	52.5万円
3班	100万円	20%	20万円
4班	50万円	15%	7.5万円
5班	30万円	10%	3万円
6班	20万円	0%	0万円
			183万円

## 町田支部

「これって、公平だと思う？」と生徒に問い、  
「負担する能力に応じて公平」という考え方を話して、これが日本の所得税の考え方である旨、伝える。  
あわせて、「思いやり」という話を少しする。  
所得税は所得が低い人への配慮がある、という話をしてみる。

### (4) 消費税

「この国では生活するのに20万円必要だといいました。もし、この国の消費税が5%だとしたら、消費税は幾らになりますか？そう！1万円です。じゃね、この消費税率が10%になったら？そう、2万円だね。じゃ、20%になったら？そう、4万円だね。どうでしょう、この消費税？1班とか2班の人には大したことないかもしれませんがね。でもね、6班の人にはどうでしょう？きついよね」

消費税は所得が低い人にはきつい、即ち逆進性がある、ということは何となく感じてもらう。

その上で、税金は集め方によって負担感が違う。みんなから税金を集めるということとはこういうことを考えないといけないという話をする。

## 6. 私たちが主人公

「じゃ、誰が考えないといけないと思う？税金の集め方や使い方は誰が決めているんだと思う？そう、国民、即ち私たちだね。皆さん、こんな言葉を知ってますか？」

『国会』と黒板に書く。

「みんな、行ってきたでしょ？そうそう、国会議事堂ね。私たちは私たちの代表者を選挙を通じて国会や議会へ送っています。実はその私たちの代表者が、税金の集め方や使い方を決めているんです。だから、私たちは代表者を通じて、税金の集め方や使い方を決めていると言えます」

国会の役割 = 法律を作る を説明して  
税金の集め方も法律(ルール)に基づいて決められていること、税金は自分で計算して納めることを伝える。

「だから、税金というのはこういうことがいえます。『私たちが決めたルールに従って、私たち自身が計算をして、納め、それを私たちが決めた使い方に従って、私たちのために使っている』ということです」

「おじさん、今日、最初に黒板に何て書いたっけ？『私たちが主人公』と書きまし

## 町田支部

た。そうなんです。税金を考えると、その中心には常に私たちがいるんです。それが伝えたくて、私たちが主人公という言葉 皆さんにプレゼントしたんですね。」

税金 = 取られるものではなく、自らが主人公として、極めて積極的に取り組んで行くべきもの。

### 7. 日本国憲法

「私たちが主人公ということはね、言葉を換えると私たちは自分のことを自分で決めることができる、自分で決める権利を持っているということです。皆さん、こんな言葉、知ってますか？」

『日本国憲法』と黒板に書く。

「じゃ、日本国憲法について皆さんが知っていることを教えて下さい」

国民主権という言葉を出してもらおう = 私たちが主人公 という話をする。

同時に義務があることも伝える。『三大義務』を聞いてみる。

勤労 = 「働きなさい」と言ってます。

「働くことは貴い行為です。自分の生活を支え、自分を豊かにしてくれると同時にその一部は税金として、社会の役に立つんです。それは素晴らしい社会参加であり、同時に社会貢献でもあるんです」

納税 = 「税金を納めなさい」と言っています。

「税金が私たちの暮らしに大切であることは勉強しました。だから、皆、税金を納めなければなりません。でも、義務だから納めるというだけではなく、自ら決めたルールに従って、誇りをもって税金を納められる社会というものを自らがその主人公として、作っていかねばならないと思います」

教育 = 「未来の主人公を育てなさい」と言っています。

「皆さんは教育を受ける権利があります。大人は子供に教育を受けさせる義務があります。未来の主人公って、誰？そう皆さんのことですよ。これからの社会を背負って立つ未来の主人公を育てなさいと言っているんです」（ここで学費の話をしてよい）

義務の話をしたが、権利と同様に義務を積極的に捉える心構えが必要と伝える。

## 町田支部

### 8. 思いやり

「今、私たちが主人公という話をしました。でも、だからといって、いつもいつも自分が自分かと言っているのは、社会が成り立ちません。税金の仕組みも同じです。

みんなから集めて、みんな為に使う

そんな税金の仕組みを支えるために必要なのが『思いやり』の心です。

私たちは決して一人で生きているわけではありません。周りを見て下さい。友達がいいます。先生がいいます。家に帰れば家族がいいます。たくさんの人たちに支えられて、私たちは生きています。

自分を大切にすると同じくらい、周りのみんなのことも大切にする。そういう気持ちを持って初めて、どういう集め方をすれば、どういう使い方をすれば、みんなのためになるのかを考えることができるんです。だから、おじさんは『思いやり』という言葉をお皆さんにプレゼントしました」

### 9. 税理士の仕事

集め方に絡めて、税理士の仕事を説明する。

日本国憲法  
三大義務  
勤労・納税・教育



私たちが主人公

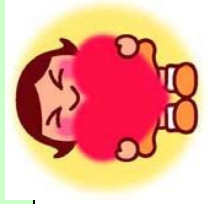


集める  
消費税  
所得税  
法人税  
・  
・  
ルール = 法律

生活を支えるもの  
警察  
学校  
消防署  
道路・橋・公園・病院

税金

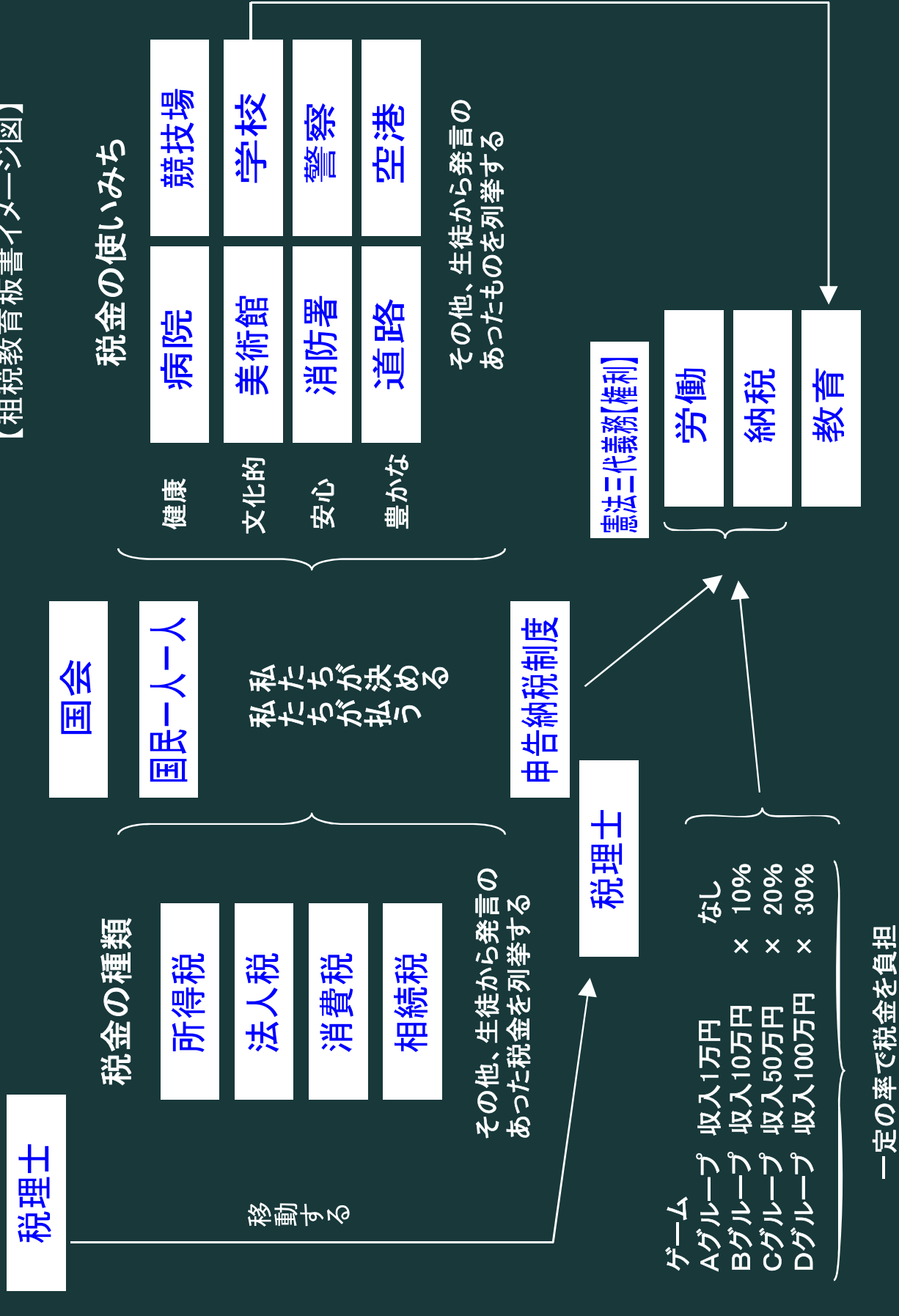
税理士 = お手伝い



思いやい



【租税教育板書イメージ図】



# 租税教育活動にご理解とご協力を!



租税教育委員会



租税教室



租税教育シンポジウム



子ども達の税サミット

東京税理士会町田支部では平成13年度より町田市内の小中学校に呼びかけ、租税教育を実施しています。小学生5、6年生が中心ですが、前年より中学校でも取り組みを始めました。活動の内容は以下のとおりとなっています。

## 1. 各学校の教室に出向いて行う租税教室

小学6年生及び中学生が対象で、1時間程度の授業形式です。お陰様で申込みは年々増加しており、22年度は12校43教室で実施させていただきました。開催は通年での実施を予定しております。

## 2. 税理士が行う租税教育シンポジウム

毎年夏に、小中学校の教師の方々と私も税理士が、よりよい租税教育のあり方を話し合う場として実施しています。実際の税の現場に触れていただき、教師の方々と税理士が意見を交換することで、租税教育への理解を深めていただいています。

## 3. 子ども達の税サミット

毎年11月に「税を考える週間」の特別企画として実施しています。市内の小学生5、6年生を対象に会場に集まっていただき、子ども達の自由な発想と創造力で思い思いにディスカッションし、税金を身近なこととして考えてもらいます。楽しく参加できるように、参加者全員に参加賞や賞状を用意しています。

## 租税教育基本理念

東京税理士会町田支部  
租税教育委員会

日本国憲法において国民主権が謳われ、民主主義を基本とした国家が生まれた。自分たちのために使う税を、自分たちでその集め方・使い方を決め、自分自身で税額を計算確定し申告納付する申告納税制度は、民主主義の根幹を成すものである。

わたしたち税理士は、我が国唯一の税の職業専門家として、この制度の適正な運用を担うだけに留まらず、租税教育を通してその本質を広く社会に広報し、一人一人の国民が主人公であり、思いやり助け合うことの必要性、社会に積極的に参加することの重要性を共に学習する。

基本理念は活動の柱です

東京税理士会町田支部が行う租税教室の内容を紹介したDVD(15分程度)を作成しました。無料で配布しておりますので、ご希望の方は下記までお問い合わせ下さい。

東京税理士会町田支部 事務局

電話：042-729-0777 Fax：042-726-7846

メール：mati-zei@jcom.home.ne.jp

平成23年11月12日

## 平成23年度 税サミット手順

### 昨年との変更点

#### ※1

従来の宣言文（簡素化）を児童が記入。補助税理士がサミット中の児童の言動をメモに残し、終了後全員でコメントを確認する。宣言文とメモを参考にしたコメントの二つを記載した表彰状を作成し、額装し後日各学校に届ける。

#### ※2

最初から机はグループに分けて着席させる。5年生と6年生が申し込んだ場合を想定し、混合させる。理由は「率」の知識が6年生にあって、5年生にはまだないため。時間の効率化、他の学校の子供たちが一緒になって考える。

#### ※3

開始時間は午前10時からとし、12時までの2時間を予定する。

#### ※4

出口論での設問に関して、昨年よりも単純化したものとし、金額での難度よりも、使い道での取捨選択での考慮時間を優先させたものにする。

#### ※5

終了後にコメント作成のため、参加者全員で○印会員のメモを参考に各児童に対してコメント文を確認し完成させます。

## 町田支部

### 23年度 第7回子ども達の税サミット

総合司会 清水副支部長  
サミット メイン司会 佐藤久昭  
補助 小林さとみ

#### 最初に（所要時間5分）

司会紹介	10:00～10:02	清水副支部長
開会の挨拶	10:02～10:05	直江委員長
サミット	10:05～12:00	

#### 会員へのお願い事項

今回は所要時間合計120分を予定します。出来るだけ時間内に終了できるよう全員で協力しましょう。子ども達への助言は最小限にし、子ども達自らが考える、話し合う、まとめる作業を援助して下さい。

Ⅰ 導入 10:05～10:30（所要時間25分）

#### ① 司会佐藤、補助小林先生の紹介（10:05～10:13）

冒頭に今回のサミットの目的三つを示す。

※サミットに自ら参加し自分（主人公）で考え答えを出すこと

※各設問についてグループ内で討論し意見をまとめ、発表すること

※まとめとして、宣言文を作成

サミットで学んだこと感じたことをもとに大人になった自分へ宣言する趣旨

※〇〇君へのコメントを記入した表彰状（写真付き）を作成し、各学校に持参する

#### ② 子供達一人一人に自己紹介してもらう（学校名・氏名）

宿題の発表は参加人数が14人であることから各人に質問します。

（10:13～10:30）

事前配布の宿題も前年同様です。

（どんな税金？ 税金は何に使われている？）

宿題の答えの中から消費税を取り上げ、税率で税額を決めている事を学

## 町田支部

んで貰います。

Ⅱ設問1

10:30～11:00 (所要時間30分)

各グループ担当税理士割

A ○高橋(秀)、内田、熊澤

B 清水、○関、直江

C 真島、○高橋(浩)、中丸

D ○安部、村山、白石

会員は各グループが時間内にまとまるよう適宜援助する。○印の会員は各児童の特徴・発言をメモにし、終了後に表彰状に記載するコメントを作成します、その際できるだけ児童の視線に入らない位置でメモ作成することにご注意ください。

問題

サミットシティの一年間の運営のための予算1600万円を4つの所得グループから集める必要があります。

所得階層ごとに

Aさん 2000万円

Bさん 1000万円

Cさん 700万円

Dさん 300万円

ただし、一年間の生活に最低限必要な金額が300万円である。

上記の条件のもとで、必要予算額をいかにして集めるのか？

を各グループで考えまとめてもらいます。

設問1

両グループにA2判大の用紙を4組用意し、各グループで記入してもらいます。

発表 1 (10:52～10:57)

集め方と金額や税率に関し、ホワイトボードにA2判大の用紙をクリップし発表してもらいます。

司会と補助者は発表1に関しコメント(10:57～11:00)

## 町田支部

### Ⅲ設問2 11:00～11:38 (所要時間38分)

Ⅱの設問で話し合っただけ決めた予算額1600万円は次の四つの項目にどのように配分するのか?を考えてもらいます。

各グループにA2判大の用紙を4組用意し、グループで記入してもらいます。

(11:23～11:28)

(教育文化) など	600万円
(社会基盤) など	900万円
(福祉健康) など	1000万円
(防災防犯) など	500万円
合計	3000万円

### 発表 2 (11:28～11:35)

用紙には上記の4項目ごとに事業とその事業に必要な金額を記載し、項目と予算金額を選択できるようにしてそれぞれを自由に選択させます。

両グループは項目ごとに選択した理由や金額などをA2判大の用紙に記載しその要旨をホワイトボードにクリップし発表してもらいます。

司会と補助者は発表2に関しコメント(11:35～11:38)

### 最後のまとめ(所要時間22分)

Ⅳ宣言文作成 11:38～11:44 (所要時間6分)

Ⅴ全員の発表(一人1分) 11:44～11:54 (所要時間10分)

支部長による閉会の言葉 11:54～11:56 (所要時間2分)

Ⅵ記念撮影と参加賞配布 11:56～12:00 (所要時間4分)

終了後に全員でコメント作成会議12:00～

使用機材の確認

○マイク(3本)、椅子40脚、机9台(税務支援対策)

○表彰状両面テープ、透明テープ、ガムテープ、はさみ、電卓8台、筆記具(宣言書用名前ペン20本) グループ表示△紙(ABCD) 受付表(確認用来賓含む) 児童用の名札(白紙の名札2名分)(事務局)

○設問用紙解答用紙(白石)

## 町田支部

○看板・進行表（佐藤）

### 総合司会進行手順

総合司会（清水副支部長）

おはようございます。

ただ今から第7回 子ども達の税サミットを開催します。私は総合司会を務めます副支部長の清水一男と申します。なにぶん不慣れではありますがよろしくお願ひ申し上げます。

（拍手）

本日は、多数のご来賓並びに生徒さんの家庭の方々にご参加をいただきました。厚く御礼申し上げます。2時間という長時間ですが、例年熱のこもった協議が白熱して時間が足りない恐れもありますので、さっそくサミット本題に入ることいたします。

最初に、税理士会町田支部租税教育委員会委員長直江康子からご挨拶を述べさせていただきます。

（直江委員長の挨拶）

サミットの司会進行は町田支部租税教育委員会の佐藤と小林が担当します。それではよろしくお願ひします。

サミット中は 佐藤・小林が進行します。

最後のまとめの生徒全員の発表が終わり、司会のコメントを加えた後、総合司会にバトンを渡します。

発表後

サミット参加の皆様ご苦勞様でした。最後に税理士会町田支部支部長伊藤隆芳からご挨拶を述べさせていただきます。

（挨拶）

伊藤支部長ありがとうございました。

最後に参加者全員で記念撮影を行いたいと思います。中央に集合してください。また、撮影後に参加賞を全員にお配りしますので忘れずに支部長からもらって帰ってください。お願ひします。

# 租税教室奮闘記

「南中学校で租税教室  
—よりストレートにより自然に—」

白石 英樹 会員

去る1月21日、南中学校にて、三年生の租税教室を担当しました。「あれ、教室って、こんなに狭かったかなあ?」。これが教室に入って最初に感じたこと。町田支部では今まで小学生の租税教室がメインで、中学生は今回が初めて。小学生と違い、中学生は体が大きいので、教室をとっても狭く感じてしまったようです。



中学生に租税教室を実施してみたいのは、「語りやすい」ということです。事前の研修会など

で、中学生は発言もなく反応が薄い、と聞いていましたので、



進行をどうするか迷いましたが、話を受けたら、小学生の場合同様に、自然に語りかけることができたことは新鮮で、大きな手応えを感じました。子供たちにとって世の中の受けとめ方は、物事とどのように関わることによって大きく違ってくると思います。租税教室は子供たちに「税との関わり」を伝えるものですが、そこに税理士として関わることで、子供たちとともに学ぶという意味で、貴重な時間を過ごさせていただいていると感謝しております。

租税教室を経験してみても

山本 倫裕 会員

昨年12月、町田市の子供達に租税を正しく理解してもらい、社会の一員としての自覚を持つてもらえるように、租税教室の講師の補助を努めてまいりました。税理士登録後、また租税教育委員会への加入後初めての租税教育活動とい



うこともあり、税理士として町田という地域社会に貢献できる喜びを感じる一方で、講師の先生のイメージに沿った授業進行ができるかどうかという不安を抱きつつ当日の授業に臨みました。今回実際に租税教室を経験してみて、限られた時間の中で、出来るだけ濃密な授業を行うためには、授業の進め方や内容の工夫だけでなく、講師である税理士の人柄に興味をもってもらえるようにならないと感じました。今後の租税教育活動により貢献できるよう、日々の切磋琢磨に努め、人間性そのものの向上につなげていきたいと思っております。



## 編集後記

東北地方太平洋沖地震により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。世界中からの支援並びに災害復旧活動における懸命な努力に敬服するとともに、みなさまの一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

●今年も租税教室に参加してまいりました。担当する教室の様子によって、多少説明の順序や内容を替えたりと、毎度の事ながら試行錯誤の連続で、限られた時間の中で、伝える事の難しさを痛感しますが、毎度の事ながら自身良い経験をさせて頂いております。(園田)

●租税教室にてある児童から質問が。「国の大変な借金は何からどうやって返していくんですか?」うん(それは君たちが返していくんだけどね、とは言わず)。作文にもありますが、総理大臣というのは大変な仕事なんだろうな。(高橋)

●租税教室講師の際の必需品。青いスケッチブック。そこには税金クイズのイラストが描いてある。なん年かまえに「こども達の税サミット」向けに持えた一品である。なかなかの力作でこども達にもたいへん好評だ...と思っている。難点といえば、盛り上がりすぎてお遊びムードが漂ってしまう点だ。とはいえ、今では私の租税教室の必需品である。これさえあれば租税教室なんて怖くない...、けど授業後の感想文だけは怖いかな...。(安部)



# 「租税教室感想文」

● ぼくは税金のことをまったく知りませんでした。それに知ろうともしていませんでした。でも、税理士さんの楽しいクイズやゲームで税金について関心を持つことができました。：税理士さんが言った「思いやり」の心で自分のために払わないのではなく、みんなのためにぼくが大人になったらしっかり払おうと思いました。

● 収入の額が少ない人が多い人で税率が段階的に変わるのを知りませんでした。自分は最初税金は払いたくない!とと思っていただけ、その税金が国の人々全員のために使われていると思うと払ってもいいかなと思いました。私は税金の



ことを知らなかったけど、租税教室を受けてなるほど思ったことがたくさんありました。この租税教室で覚えたことを社会の授業で使えたらなあと思います。税金についてこんなに楽しく考えたのは初めてです。いろんなことを教えて下さってありがとうございます。

● 税について楽しく色々な事を学べてよかったです。税金の大切さ・税金のしくみ・税金の使われ方、難しくなく、私たちでもわかる説明だったのでよく分かりました。税について色々学べました。ありがとうございます。

● 税金はぼくたちもはらっている、色々なことに役立っていることが分かった。ぼくたちの知らないところ、たくさん税金を使っていることが知れてよかった。病院・学校：税金をはらうことはたいへんだと思った。これからもお仕事がんばってください。お体に気をつけて。

● 税理士という仕事があるのを初めて知った。消費税をいままでどれだけ払っているのかと思うと、気分が悪くなった。

● 私は税についてあまり知りませんでした。税金はともななんだか悪いイメージがありました。この授業で税金は国のため、みんなのためであるともいいものだと初めて知りました。：ゲームでは計算しながらお金を集めて、国のために使う。それはゲームだったけど、

れど、それを本当にやっている税理士さんって難しく大変ですがいいなと思いました。私はゲームであまったお金を全て集



めたりして私はダメだなと思いました。もしまた機会があれば税金についてもっと詳しく知りたいと思います。今回は本当にありがとうございました。これからも国の税金のために税理士の仕事、頑張ってください。

● 私は租税教室でわかったことは、税金はべつに悪い物ではなく、みんなのためや自分のためにはらうのですごく悪い物でないことが分かりました。なので税金をはらうことがいやにならないようになりました。あと税金で病院がたてられるなんてビックリしました。租税教室で学んだ事は、だれが税金をどれだけ払ってもらうかを決める人をえらぶのは国民一人一人なので、選挙も行かず、一人でブツブツ言っている人はおかしいということが私の学んだことです。あと、グループのやつでだれが何円はらうかなどを決めるだけがあんなにもむずかしいとは思っていませんでしたので、国会のつら

さを分かりました。

● 私は税理士さんの話を聞いて、政治はよく分からなくて、あんまりニュースとかで見ても、何とも思わなかったけど、私たちにも関係があることが分かったし、今の政治についてよく考えなくてはいけないなあと思いました。今回の勉強は、とても役に立ったし、日本というのは政治によって成り立っていることも分かりました。国会議員や税理士さんも大変だと思っただけど、総理大臣というのはもっと大変な仕事なんだろうなと改めて感じました。

● 収入の高い人はお金をいっぱいはらってかわいそうだなあと思いました。

● 一番印象に残ったことは「税はみんな平等に。」という事です。グループで話し合った時、とても難しくってなかなか意見がまとまりませんでした。でもよく話したらだんだん分かってきました。それで税のことを話し合うのは国会でやる程大変なことなんだなと思いました。そしてとても難しいことなんだな一と思えます。



# 「こども達の税サミット」宣言書

こども達の税サミットでは、ま  
とめとして大人になった自分への  
宣言書を書き、発表してもらって  
います。

この宣言書は写真を添えて額に  
入れて、後日、校長を通じて本人  
に届けています。

◆金を知れ!

◆今日の税サミットは、とても勉  
強になりました。今まで税のこと  
なんか考えたこともなかったけ  
ど、今日を境に税についてしっか  
り考えようと思います。また来年  
も来たいです。

◆税を知りつくします。



◆自分の生きる価値をみつけます。

◆税は、国のためにもすごく大切  
なことだと分かりました。もしも  
税理士になったら税をしっか  
り分かります。これからは税のこ  
とをしっかり考えていきたいです。

◆税金は国のためにも地域のため  
にも将来必要だと思いました。だ  
から税はムダだと思わないで協力  
していきたいです。

◆今日の税サミットは、とても勉  
強になりました。いろいろな学校  
のいろいろな学年の人が様々な考  
えを発言したり、それを聞いて大  
人になっていかせたらいいな、と  
思いました。

◆国のために住民ががんばって働  
いたお金だから、税理士の人には  
国のために、人のために役に立つ  
ものにお金をかけてほしいと思う。  
◆わたしは、税金をこれからも病  
院や介護、生活に困っている人達  
に税金を使ってほしいなと思いま  
した。

◆税金はとても大切だと思いま  
した。病気とか困っている人に税金  
を使ってほしいと思います。

◆大人になっても、4人で20  
00万円が必要ならば不満の出な  
いような考え方をしたい。税金は  
いろいろな使い道があるけど、ぜ  
ったい必要なものをえらんで国民



が悪く言わないような社会をつ  
りたい。6年生になってもまた来  
たい。

◆税金を集める時、人それぞれ収  
入がちがいます。だからその人の  
負担を考えて集めることが大切で  
す。税金の使い方では「他の物で  
はまかなえないか」と考えてみる  
と納得する使い方ができます。こ  
のサミットはいろいろなこと学べ  
るので、毎年参加したいです。一  
番大切なのは、人を思いやる気持  
ちです。

◆もし自分が国区市町村の事業を  
仕分けたり、削減したりすること  
になったら難しいなと思った。し  
かも国の役人になって人々から税  
を請求するのに平等に請求するこ  
とというのは難しいというか、責任重  
大だなと思った。宣言 税を知り  
つくす!!

◆大きくなったら税理士になる。  
◆税をきちんと払える収入がある  
仕事に就職する。



◆大人になったら税金がどうい  
うことにつかわれ、どこでつかわれ  
ているかを知ったうえで、はらえ  
るようにしていきたい。

◆いろいろ考えたのがたのしかっ  
た。税理士はたいへんな仕事だ  
なあと考えた。

◆僕は、大人になっても今日学ん  
だことを忘れずに生活していきたい  
と思う。

◆習字の字をもっときれいに書く。  
むずかしかったから6年生になっ  
たらもっとわかるようになる。

◆大人になっても今日のように自  
分の考えをしっかり説明できる人  
でいます。

◆大人になったら自分の意見をし  
っかりもつ社会人になりたいと思  
います。

# 租税教育かわら版

東京税理士会  
町田支部  
租税教育委員会  
第13号  
http://tzm.jp

## 「子ども達の税サミット」に参加して

租税教育委員会 村山 正 会員

戦後わが国は民主憲法を頂き、その下に法制度が整備された民主主義国家であります。

しかし急激なトップダウンの制度変革は、実社会の末端まであらゆる部分に行く届く実現可能なものではありません。現在なお民主的ではない、当然な伝統的方式として根強く踏襲されているものもあります。

私たちは各界各層においてこれを国民の理解とともに民主的なものには是正し、よりよい社会形成へ進めていかねばなりません。

二年前、司法界において裁判員制を導入、また司法界の情報も大きく開示されました。このため死刑の是非論など大きな問題を生じました。国民の関心が高まり、民主化という点においては飛躍的に前進したように思います。租税行政の



刑の是非論など大きな問題を生じました。国民の関心が高まり、民主化という点においては飛躍的に前進したように思います。租税行政の

分野においても、前年公開の下に実施された事業仕上げは諸問題が浮き彫りされたものの、国民の知る権利、民主化という点においては大きな前進であったように思います。そもそも民主主義を支えるには二つの必要条件があります。一つに情報の公開、二つにそれを吸収できる知能を培う教育であります。税務の分野におけるこの二つの分野で、税理士会は国民に対する大きな責任を負っているのです。町田支部はいち早くその



分野においても、前年公開の下に実施された事業仕上げは諸問題が浮き彫りされたものの、国民の知る権利、民主化という点においては大きな前進であったように思います。そもそも民主主義を支えるには二つの必要条件があります。一つに情報の公開、二つにそれを吸収できる知能を培う教育であります。税務の分野におけるこの二つの分野で、税理士会は国民に対する大きな責任を負っているのです。町田支部はいち早くその

### 参加の子ども達

#### ◆鶴川第二小学校

鶴野 皓太君  
中島 稔喜君  
高木 勇多君

#### ◆成瀬中央小学校

村上乃梨子さん

#### ◆町田第二小学校

諸江 優さん  
諸江 桃さん  
高取 顕君

#### ◆町田第一小学校

三井 泰地君  
石田 啓悟君  
島崎 健輔君  
中村 啓和君  
今村 怜さん  
吉田 空良君  
伊藤 七星さん  
深谷 柚月さん  
山中 愛奈さん  
小山 史織さん  
小林 愛さん  
石川 詩織さん  
中井 美果さん

#### ◆高ヶ塚小学校

上村 美咲さん

参加してくれた子ども達をはじめ、快く送り出して頂いたご家族、学校の先生方に心より感謝申し上げます。

東京税理士会町田支部  
租税教育委員会一同



責務に目覚め、精力的に租税教育に取り組み、今年で十一年目になりました。税には、その集め方(税の種類)と使い方(予算)があり。集め方を子供たちに問いかけると、税金の種類はよく答えられ、得意げに税率まで言及する子供たちもあります。しかし税の使われ方の知識は深くはなく漠然としているのです。それは情報公開と租税教育が進んでいない証拠のように思うのです。

今回の税サミットにおいて、特に税の使われ方に焦点を置き、たとえば病院、道路、公園、学校、災害対策費など具体的な事例を出して、「貴方なら限られた予算をどのように配分しますか?」という問いかけは、まさに少子高齢化時代の時を得たものであり、将来時代を担う子供たちの考え方を諮るにうえに絶好の問かけでした。



その問いに答えた一人の子供は真つ先に病院を挙げ、道路や空港は後列へ退けました。司会者がその配分理由を問うと、その子は何と答えたでしょう。「命に関わるものを優先し、他で代替できるものは退けました」と、答えたのでした。

現代日本の世相を反映する、子供たちの思慮深い答えに思わず涙が込み上げました。税を学ぶことは、税の種類や税率を知ることでも大切ではありませんが、社会のしくみを知り、その社会とかかわりを持ちながら、よりよい社会のあり方を求め、その中で自分がどう生きるべきかという、社会に対する自分の存在意義を知ることにつながる大切な勉強であると思います。税理士会町田支部租税教育の奮闘と今後の発展に期待し、心から応援したいと思います。

現代日本の世相を反映する、子供たちの思慮深い答えに思わず涙が込み上げました。税を学ぶことは、税の種類や税率を知ることでも大切ではありませんが、社会のしくみを知り、その社会とかかわりを持ちながら、よりよい社会のあり方を求め、その中で自分がどう生きるべきかという、社会に対する自分の存在意義を知ることにつながる大切な勉強であると思います。税理士会町田支部租税教育の奮闘と今後の発展に期待し、心から応援したいと思います。

# 「税理士が行う租税教育」シンポジウム アンケート

● 租税教育モデル授業ビデオについて

● 実際の授業の様子をビデオで見させていただけるとより参考になると思います。(編集部注…類似意見他に複数あり)

● 子どもたちに難しいという意識を持たせないために工夫しているのがよく分かり、とても参考になりました。

● 「税理士が行う租税教育」の概略やねらいがよくわかり、学校での実施を検討する際にとてもよい資料になると思いました。

● ねらいを明確にしなが、ていねいに学習をすすめていた。組を国とみなし、班ごとに税の集め方を話し合わせることで子どもたちは具体的に税の公平性や応能負担の意味を考えられると思いました。

● 租税教室感想文紹介について

● 小六段階とはいえ、かなりしっかりとして思考ができている児童がいることに驚きました。このような理解度なら教える内容もより充



● 実させられるのかと思います。

● よくわかりました子どもだけでなく、よく分からなかった子どもの感想も出してほしかった。

● 子どもたちが租税教室を通じて、どんなことを考えたかがよくわかってよかったです。

● ビデオだけではわからない「租税教室」の内容を予想することができました。また児童が何を学んだかもわかりました。

● 確定申告書の作成演習、税理士とのディスカッションについて教育について学校以外の方と話すことはとても参考になります。

● 税理士の先生方の租税教育にかけられる熱い思いが伝わってきました。

● 税について自分自身の



**第6回「税理士が行う租税教育」シンポジウム参加学校**

七国山小学校、町田第一小学校、本町田小学校、南第四小学校、小川小学校、鶴川第二小学校、鶴川第三小学校、小山田南小学校、町田第二中学校、南大谷中学校、つくし野中学校、鶴川第二中学校、南中学校、忠生中学校、(順不同)

以上14校、15名

● 意識がとても高まったと思います。

● その他 税理士と教師が力を合わせて、日本の民主主義の根の部分育てていきたい。

● 知的障害の生徒たちにも「租税教室」をやっていたいただきたいなと思えました。エッセンスを伝えられたら、と思います。

● 社会科の重要な目標として、主権者を育てるといふものがあり、



**掲 示 板**

「こども達の税サミット」開催!

▶日時：平成22年11月13日(土) 10時30分～12時

▶場所：まちの駅ぽっぽ町田

▶お問い合わせ先 東京税理士会町田支部 ☎042(729)0777



● 租税教育がまさにぴったりのものだと思えました。

● 「租税教育」以外の税についての様々な内容も取り入れてほしかったです。

● 意義があるが、現実の説明に終わってしまった。

● \*紙面の都合上すべてをご紹介することはできませんが、この他にも貴重なご意見を多数いただきました。ありがとうございました。



# 租税教育かわら版

東京税理士会  
町田支部  
租税教育委員会  
第12号  
<http://tzm.jp>

## 「第6回 税理士が行う租税教育」 シンポジウムを終えて

租税教育委員会 伊藤 隆芳 会員

今年も「税理士が行う租税教育」シンポジウムが平成22年7月28日(水)に桜美林大学多摩アカデミービルで開催されました。

シンポジウムは町田支部の税理士が19名、小学校と中学校の教諭が15名、町田市教育委員会から指導主事、東京税理士会の本会から広報室長、町田税務署から署長と課長補佐の参加をいただきました。

シンポジウムは、最初に租税教育プレゼンテーションとして「モデル授業と租税教育基本理念」をビデオで見てください「租税教室感想文」の紹介を行いました。



次に、昨年と同様にグループ分けを行い、簡単な計算問題として給与収入の違う4問を解くというかたちでそれぞれ所得税の確定申告書を

作成していただきました。

その後、休憩をはさんでグループディスカッションを行い、グループ代表者の意見発表というところでシンポジウムは終了しました。



シンポジウムを終えて感じたことは、学校の先生方は社会のしくみを教えるために租税教育の重要性を実感しているということ、そのため社会科の授業という限られた時間のなかで租税に関する教育をしなければならぬこと、従って授業に役立つ租税に関する知識を得たいということ、シンポジウムに参加されていたのではないかと。このようなことから、シンポジウムの在り方も変えていく方向に考えているのではないかと考えさせられました。

## 「私の考える租税教育」

井上 孝 会員

租税教育は税理士である私にとって社会貢献できる大きな存在である。「税の無料相談」もその一つではあるが私にとっては租税教室のウエイトが高い。

子供たちとは単なる表面的な知識ではなく、その根幹となるべきものを共に学び、感じ取っていきたいと思っている。それは税を通じて社会から支えられ支えていく事を知る事であり、自らが積極的に参加していくことである。税に対しての負のイメージはなくなり積極的に関わっていきけるはずである。

将来、納税にプライドと喜びを感じることで活動を通じて一人でも多くこの活動を通じて広がっていくことを期待したい。そして将来の日本を、世界を担ってほしいと思う。

そんな租税教室は自分自身をも成長させてくれる。



委員会のメンバーに入会のきっかけや租税教育への思い等々書いて頂くコーナーです

安部 征吾 会員

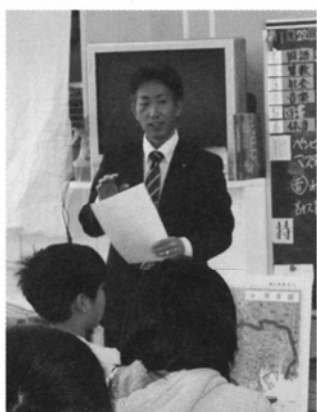
私が租税教育を考えると、一番に挙げられるのが租税教室である。

教壇に初めて立ったのは、もう何年も前のことだが、当時の私には子供たちとの接し方が分からず、租税教室前日はとても緊張していたのをよく覚えている。

そんな私が租税教室の授業の中で心掛けていたのは、子供たちとの「対話」である。

そしてこの「対話」を通じて租税教室という授業を単なる思い出ではなく、子供たちが今後成長していく過程の中で税金を考えるきっかけになればという思いで今までやってきた。

いつか、私の愛娘の通う小学校で教壇に立てる日を夢見ながら、また税理士としての社会的使命を感じながらこれからも租税教室を続けていきたいと思う。





Q & A

# Q&A

講師養成研修会等での代表的な質問と、回答をもとにまとめたものです。参考にしてください。

## 各支部の運営方法等

**Q** 学校から体育館等で全クラス一斉に授業を行ってほしいとの依頼がある場合、どのように対応したらよいか。

**A** 事前の打合せで学校側からそのような要望があるということは、学校の先生同士の連携が取れているということであり、このような要望にも、できる限り答えてください。

**Q** 公立高校、私立高校、専門学校等、租推協に加入していない学校へのアプローチの方法を知りたい。

**A** 租推協に参加していない学校に関しては、各役所等で連絡先を調べて、連絡してください。アプローチの方法としては、次のようなことが考えられます。

- ① 租推協にきている校長会の代表の先生方と繋がりをもつ。
- ② 校長会、教育委員会に積極的に赴き、社会科の先生との連携を持つ。
- ③ 年1～2回開かれる校長会でチラシを配付しPRする。
- ④ 卒業生やPTA等を経由してアプローチする。

そのほか、教育委員会にアプローチして、教員に租税教育を行う機会を依頼し、夏休み中に行われる教員研修のメニューの中に、「租税教育のやり方」という時間を設けてPRすることや、PRチラシを作成して専門学校に配付するなど、成果をあげた例もあります。



## 租推協(税務署)関係

**Q** 租推協に参加した方が租税教育を行いやすいか。また、租税教育実施支部は全て租推協に参加しているのか。

**A** ほとんどの支部は、すでに租推協に参加しています。原則として、租推協を通して租税教育を推進してください。なお、直接依頼により実施する場合も、事前に租推協に連絡して、情報の共有化を図ってください。

**Q** 今年度、新たに募集参加型(学校外)の租税教室を行うという計画を立てている。公立学校で行う場合は租推協を通すようにとの説明があったが、新しい形式の租税教室を行う場合も、計画の段階から税務署に入ってもらふ必要があるか。

**A** 租推協を通してほしいという説明の趣旨は、租推協に打合せ等に入ってもらふということではなく、必ず租税教室の実施を報告し情報を共有化するようにということです。

これは租税教育を実施する上での問題を回避するために必要な手続きと考えてください。

したがって、私立学校は租推協に入っていないが、必ず報告はしてください。

なお、学校外で実施する場合は、万が一の場合に備えて保険にも加入しなければならないし、各種問題発生時の責任の所在を明らかにするなど、支部で入念に打合せを行った上で、安全に実施するよう、お願いします。



**Q** 租推協に加入して間もない支部であり、実績がないので学校に直接交渉に行きたい。

**A**

原則として租推協や教育委員会を通じて、租税教育の広報活動をお願いします。

**Q** 個人的に母校など所属支部外の地区にある各学校等から依頼があった場合、支部外の租税教室を所属している支部で実施することも可能か。

**A**

支部外から租税教室実施依頼があった場合は、所轄する支部の租税教育委員会に連絡して調整の上実施してください。

## テキスト関係

**Q** ビデオやプロジェクターを使った授業をしたい。そのような授業も可能か。

**A**

可能ですが、機材の使用については事前に、学校側と打ち合わせし、許可を得てください。

**Q** 各支部で作成されたシナリオ・テキスト・映像等を貸し出してもらうことは可能か。

**A**

可能と考えますが、必ず作成元の支部に連絡してください。内容は、学校や地域の特色もあるので、本手引きを参考にしながら、その学校、その地域にあった独自のテキストを作成するべきと考えます。

## 本会関係(手続き・謝金等)

**Q** 講師になるための注意点は、なにか。

**A**

租税教育講師養成研修の受講が必須となります。(本手引きP18参照)

**Q** 登録講師が支部を移動した場合はどうなるのか。

**A**

東京税理士会内での移動である限り、租税教育講師を継続できますが、支部の租税教育委員会は本会に本手引きP26の講師名簿を提出して、登録講師が移動したことを通知し、登録講師は移動後の支部の租税教育委員会に必ず知らせてください。

# Q&A

**Q** 租税教育講師派遣依頼書の提出は事後でもよいのか？

**A** 必ず事前に申請が必要です。租税教育講師派遣依頼書の提出が事後の場合は「謝金の支払いは行われない」ので留意してください。(本手引きP20参照)

## 他団体との関係

**Q** 例えば、納税貯蓄組合も以前から租税教育を行っています。「税の作文」の依頼で学校を回っています。これを、どのように考えているか。

**A** 納貯のイベント「中学生の作文」や税務関連団体の租税教育に関連するイベントにはできる限り参加し、各支部で行っている租税教育のPRをすることは望ましいと考えます。

**Q** 法人会との関係はどうか。

**A** 一般社会人に対しても租税教育を実施する機会として、法人会にも協力してもらおう体制を取るのが望ましいと考えます。法人会等の団体も、税理士会で租税教室を実施していることを積極的にPRしてくれるようになり、租推協の中でうまく連携を取っていきます。

## 打合せ・授業内容等

**Q** 学校等との事前打合せはどのような内容ですか？ また、注意点はありますか？

**A** 学校で行う租税教育は、あくまでも学校教育の一環として実施するものであります。実施に当たっては、必ず学校と事前打合せを行って下さい。その際、校長・副校長・学年主任・担任の先生へのご挨拶と同時に次のような進め方や授業内容などを打合せて下さい。

学校以外の場所での租税教育の開催時も、主催者側と同様な打合せを必ず実施しておいて下さい。

1. 税理士会が行う租税教育であることを十分に説明し、理解を得ましょう。租推協の紹介であっても「税務署から来た税理士」ではないことを明確にしましょう。
2. その学校の特色、学年の特徴、校風、租税教育に関連した社会科の講義内容など授業を進める上で参考となる事項をお尋ねしましょう。
3. 学級数、担任教師のお名前、授業を受ける生徒数等の確認をしましょう。
4. 広報部等による写真やビデオの撮影、見学者がある場合は、目的を明らかにし、事前に許可を取って下さい。なお、事前許可があっても、写真撮影に当たっては生徒の顔や個人が特定できるような撮影はしないで下さい。また、許可された使用目的外での公開は絶対にしないで下さい。
5. 授業の内容を説明し、先生方と調整が必要な場合はできるだけ具体的に学校と話し合いをしておいて下さい。服装や話し方などについて、生徒との距離を縮めたいなどの目的で少し、くだけた表現をしたいというようなことも、学校の考え方もありますので事前許可が必要と考えます。
6. 使用する機材がある場合は、使用許可を必ず得て下さい。このとき学校側で用意していただけるか、電源等の供給は可能か等も確認すると良いでしょう。
7. アンケートや感想文を生徒にお願いする場合も、事前に質問事項や内容だけでなく使用目的も明確に説明し、学校の責任者に許可を取って下さい。

**Q** 授業当日はどうすればよいですか。

**A**

租税教育委員会は集合時間を決めておき、遅れないようにしてください。  
また、自動車で行く場合には駐車場の有無・駐車可能台数の確認が必要です。  
講師は学校側の案内で校長室等に集合します。ご挨拶と事前打ち合わせとの相違点の有無を最終確認するとともに授業開始時間・終了時間を確認しましょう。

**Q** 授業の時にはどのようなことに気をつければよいですか。

**A**

- ①税理士としてふさわしい服装を心がけましょう。
- ②税理士バッジを忘れずに付けましょう。
- ③「東京税理士会租税教育講師認定証」(参考書式)を活用することも有効です。(本手引きP82参照)
- ④笑顔を忘れずに教室に入りましょう。
- ⑤挨拶から入りましょう。その際に出来るだけ大きな声でゆっくりと始め、生徒たちの挨拶に元気が無い時は繰り返すのも良いでしょう。
- ⑥黒板の右側に縦書き(消さずに済みます)で「税理士○○○○」と書いてから自己紹介します。補助の税理士がいる場合には講師が紹介しましょう。
- ⑦生徒たちも緊張していますから、緊張をほぐすことから始めるのも有効です。



**Q** 進め方にはどのような工夫がありますか。

**A**

シナリオはこの手引きなどを参考にし、講師自らが書いたものを使用してください。シナリオは出来るだけ「ねらい」「テーマ」を絞り込んで作りましょう。  
できるだけシナリオに目を落とさず、生徒たちの目線を見ながら話してください。  
45分間はあっという間に過ぎてしまいます。15分区切りで3つのパートに分けるのも有効です。

**Q** 子供たちの注意力を高めるには、どうすれば良いでしょうか。

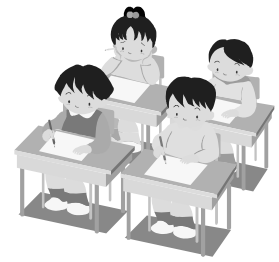
**A**


生徒たちの集中力は5分もすると減退します。教室を4つに区切り、生徒たちの目線が講師を向いているか確認しながら進めるのも有効です。  
お話を聞かせるだけでは、印象が薄くなります。生徒たちに参加してもらう方法はとても有効です。例えば、班別にゲームで競わせる方法も有効です。  
生徒たちへの質問は全員に問う方法、個別に指名するやり方など工夫しましょう。あせらずに生徒たちが言葉を出すまで待つてあげてください。  
質問に対し答えが特定の児童・生徒だけに集中しないように留意しましょう。



## 参 考 资 料

## 租税教室アンケート



 きょう じゅぎょう  
今日の授業は

おもしろ  
面白かった

ふつう  
普通

おもしろ  
面白くなかった

 きょう じゅぎょう ぜいきん  
今日の授業で税金のことが

よく わ  
よく分かった

すこ わ  
少し分かった

わ  
分からなかった

 はな かた  
話し方は

き  
聞きやすかった

ふつう  
普通

き  
聞きにくかった

はやくち  
早口だった

こえ ちい  
声が小さかった

( )



ぜいきん  
税金について聞いてみたいこと

---

---

---



じゅぎょう おもしろ  
授業で面白かったこと、かんそう  
感想

---

---

---

---

## 租税教室アンケート(先生用)

本日は、貴重なお時間を「租税教室」開催にご協力いただきありがとうございました。いつも私たちは、子どもたちからたくさんのエネルギーをもらい、楽しく話をさせていただいております。講義の内容も、「納税の義務」という国側の目線ではなく、国民の立場(将来の負担者という目線)で「税金」を考えるという租税教育を目指しております。しかし、私たちは教壇に立つのは不慣れなため、講義にあたり不十分な点も多かったかと思えます。そこで、今後より良い充実した「租税教室」の講義にしていくため、先生方のご意見をいただきたく存じます。ご多忙の中はなはだ恐縮ではございますが、どうぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 今後改善した方がよい点

---

---

---

---

---

---

### 2. その他

---

---

---

---

---

---

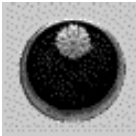
学校名( )

ご協力ありがとうございました。 ○○租税教育推進協議会:東京税理士会○○支部

## 「東京税理士会租税教育講師認定証」 (参考書式)

当認定証は、租税教育開催にあたり、主催者や受講団体（学校等）と打合せを行う際、また、実際に授業を行う際に携行することを想定して作成しておりますので、支部の租税教育活動の実情に合わせて、当書式を有効活用してください。

※支部において認定証を作成された場合は、認定証（現物あるいはデータファイル）を本会広報室宛てにご送付ください。

<b>東京税理士会租税教育講師認定証</b>				
	税理士	○○	○○	○○
		○	○	○
<p>上記のものは、東京税理士会における租税教育に必要な事項についての養成研修を受講した講師認定者であることを証します。</p>				
東京税理士会○○支部 支部長 ○○○○				
(○○租税教育推進協議会 賛助会員)				
有効期限 平成○○年○○月○○日				



## 租 税 教 育 用 テ キ ス ト 等 の 紹 介

### ○知っておきたい税のはなし

本会作成。高校生・大学生・一般社会人向け。「高等学校学習指導要領」に準拠しており、主に税理士が行う租税教育事業や各地で開催される租税教室の教材に供されています。

本会ホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.tokyozeirishikai.or.jp/generalperson/download.html>

(トップページ>一般の方へ>税に関する資料)

### ○租税教育講義用テキスト

日本税理士会連合会作成。小学生・中学生・高校生を対象とした講義用テキスト。DVDには、テキストだけでなく、租税教育アニメーション、各税理士会が作成したテキストや租税教育実施要領等もあわせて収録されています。

日本税理士会連合会ホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education.html>

(トップページ>税理士向け情報>租税教育)

### ○わたしたちのくらしと税 (小学生用)

わたしたちの生活と税 (中学生用)

私たちの生活と財政の役割 (高校生用)

国税庁作成。国税庁ホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/kyousitu.htm>

(トップページ>税について調べる>税の学習コーナー)

### ○税金のはなし わたしたちのくらしと税 (小学生用)

わたしたちの生活と税 国民生活と財政 (中学生用)

東京都租税教育推進協議会作成。東京都主税局ホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/school/index.html>

(トップページ>君も税博士)





---

租税教育のための実施手引き

編集発行 東京税理士会  
平成22年6月 初版発行  
平成24年3月 改訂版発行

---